

巻頭言 ■ ペンネーム「いとしのスーさん」の頃 北九州市長 末吉興一 1

特集 / 過疎地域における道路整備

過疎地域活性化特別措置法について 国土庁地方振興局過疎対策室 3

過疎地域の市町村道の整備状況について 道路局市町村道室 6

新過疎法の施行に伴う市町村道整備について 道路局市町村道室 9

Ⅲ 地域の実例 Ⅲ

過疎代行道路の整備状況について 岩手県江刺市長 及川勉 13

県代行産山田尻線道路整備事業の推進について 熊本県一の宮土木事務所 溜瀧明 16

道路占用許可申請書の様式の統一 道路局路政課長補佐 坂口正芳 20

立体道路制度の活用による駐車場整備(Ⅱ) 社団法人高層住宅管理業協会 32

ハイウェイカードの利用状況について 日本道路公団業務第一課長代理 矢沢勝生 46

「道の日」について 道路局道路総務課 50

◆法令ニュース◆ 「道路法施行令の一部を改正する政令」および「一般国道の指定区間を指定

する政令の一部を改正する政令」について 道路法令研究会 52

シリーズ ■ 日本の道100選より

◇霊場高野山への道(九度山町・高野町) 和歌山県 57

連載 ■ 共同溝紹介

中部地建管内の共同溝整備について 中部地方建設局道路管理課長 加藤哲司 60

◆道路行政の動き 5

過疎地域活性化特別措置法について

国土庁地方振興局過疎対策室

過疎地域活性化特別措置法

制定までの経緯

高度経済成長とともに深刻化した過疎問題に対処するため、昭和四五年に過疎地域対策緊急措置法が、さらに昭和五五年に過疎地域振興特別措置法が制定され、総合的、計画的な過疎対策が積極的に推進されてきた結果、過疎地域においては、人口減少率は低下し、市町村における基礎的公共施設の整備が進むなど、今迄の過疎対策は着実にその成果を挙げてきている。

しかし、全国市町村の約三分の一、全国土面積の約半分を占める多くの過疎地域においては、人口の著しい減少に伴って地域の活力が低下していると言わざるを得ない現況にあ

る。

このような現況にかんがみ、国土の均衡ある発展を図る観点に立つて、昭和五五年に制定された過疎地域振興特別措置法が平成二年三月三十一日をもって失効することに伴い、新たに過疎地域活性化特別措置法が制定された。

過疎地域活性化特別措置法は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能および生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の活性化を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大および地域格差の是正に寄与することを目的としている。同法は、今国会に衆議院地方行政委員長により提案され、全会一

致で成立し、三月三十一日に公布、翌四月一日に施行されたところである。

過疎地域活性化特別措置法の概要

第1 過疎地域の範囲

国勢調査の結果による人口の減少率が昭和三五年から昭和六〇年までの二五年間に二五%以上、又は人口減少率が二〇%以上で高齢者比率が一六%以上、又は人口減少率が二〇%以上で若年者比率が一六%以下の地域で、かつ、昭和六一年度から昭和六三年度の平均財政力指数が〇・四四以下の市町村の区域とされている。なお、今後実施される国勢調査の結果により新たに人口減少率等の人口要件に該当することとなる市町村については、その時点における直近三年度の平均財政力指数

が〇・四四以下の場合には、さらに過疎地域の市町村として追加していくこととされている。

第2 過疎地域活性化対策の目標

新たな過疎対策の推進に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、産業基盤の整備、観光の開発等による産業の振興及び雇用の増大、交通施設及び通信施設等の整備による交通通信連絡の確保、生活環境の整備及び高齢者の福祉の増進等による住民生活の安定と福祉の向上、基幹集落の整備等による地域社会の再編成の促進を目標として推進することとし、国において必要な支援措置を講ずることとされている。

第3 過疎地域活性化の計画的な推進

過疎地域活性化対策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県知事が内閣総理大臣と協議して定める過疎地域活性化方針に基づき、市町村及び都道府県がそれぞれ過疎地域活性化計画を策定し、相互に緊密な連携により過疎地域活性化対策事業を実施していくこととされている。

第4 過疎地域活性化のための財政上の特別措置

(1) 国の負担又は補助の特例

これまで講じられてきた小中学校の統合のための校舎及び屋内運動場、保育所及び消防施設に対する補助負担率の嵩上げ措置等はすべて継続されている。

(2) 過疎地域活性化のための地方債

これまで対象とされていた市町村道等の市町村の基礎的公共施設の整備事業等に加え、新たに次の事業について対象の拡大が図られている。

① 市町村及び公共的団体が主な構成員

となる第三セクターで地場産業に係る事業又は観光・レクリエーションに関する事業を行うものへの出資

② 産業の振興を図るために必要な市町村

村道並びに受益地又は利用区域の面積が一定規模以上の農道及び林道（基幹作業道を含む。）

③ 港湾

④ 地場産業の振興に資するための市町村

又は公共的団体が運営する生産施設、加工施設及び流通販売施設

⑤ 高齢者の福祉の増進を図るための、

老人ホームや老人福祉センターのほか

高齢者の各種生きがい施設等、地域における高齢者の状況から市町村において特に整備を要する施設

⑥ 下水処理のための施設やテレビジョン放送等難視聴解消のための電気通信

に関する施設

第5 過疎地域活性化のためのその他の特別措置

(1) 基幹道路の整備

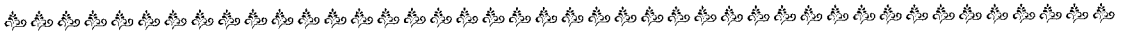
市町村道、農林道等の都道府県による代行整備制度を引き続き講ずるとともに、地域の経済社会の広域化に対応し、新たに過疎地域とその他の地域を連絡する市町村道、農林道等についても代行整備の対象とされている。

(2) 高齢者の福祉の増進

高齢化の著しい進展に対処するため、新たに介護支援機能、居住機能等を総合的に有する小規模の複合型施設（過疎高齢者生活福祉センター（仮称））の整備事業が創設されている。

(3) 金融措置

産業の振興、雇用の確保を図るため、これまで講じられてきた農林漁業や中小企業等に対する特別措置を継続するとともに、農林漁業金融公庫においては経営改善資金貸付制度



の拡充が図られ、中小企業に対する資金の貸付においては中小企業事業団の高度化融資事業における貸付条件の優遇措置等が創設されている。

(4) 税制措置

製造業を中心とした優遇措置を引き続き講ずることとされているほか、産業の振興、雇用の確保を図るため、新たに宿泊施設、集会施設、スポーツ施設についても税制上の特例措置が講じられている。

第6 経過措置等

この法律は、平成二年四月一日から施行され、一〇年後の平成一二年三月三十一日限りでその効力を失うこととされているほか、過疎地域振興特別措置法に基づく過疎地域であった市町村のうち、本法では対象とならないものに対しては、五年間過疎対策事業債の発行が認められるとともに市町村道等の都道府県による代行整備等について経過的な措置が講じられている。

◆道路行政の動き◆

(平成2年5月中旬～6月中旬)

月・日	項目	内容
5・30	石川県道路公社設立	能登海浜道路など4路線を建設・管理
6・1	大阪モノレール開通	千里中央～南茨木間6.6km開業
5	道路審議会基本政策部会	○駐車場整備の基本的考え方について ○道路交通環境整備懇談会報告について ○第二東名・名神の基本的考え方について
7	平成2年度予算成立	
8	一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令公布	5路線について、新規に編入。6月14日施行。

過疎地域の市町村道の

整備状況について

建設省道路局市町村道室

はじめに

過疎地域の道路整備については、「過疎地域対策緊急措置法」(昭和四五年度～昭和五四年度)、「過疎地域振興特別措置法」(昭和五五年度～平成元年度)の中で、市町村道の整備について都道府県の代行制度を導入する等の措置により、その着実な推進を図ってきたところである。

以下市町村道を中心に、過疎地域の道路整備状況、代行事業の実績等について紹介する。

一 過疎地域の概況

平成元年度で期限切れとなった過疎地域振興特別措置法に基づく過疎地域の人口、面積、

道路整備事業費(平成元年度)を表1に示す。

過疎地域は人口こそ全国の六・九%に過ぎないが、市町村数では全国の三五・七%、地方道延長でも全体の二二・五%を占めている。

二 過疎地域の市町村道の整備状況

過疎地域の市町村道の整備状況について、全国と比較する形で表2に示す。

1 改良率

過疎地域の市町村道の改良率について見れば、昭和四六年度末では九・一%であったが、昭和六二年度末では三六・五%になっており、一七年間で約四倍に飛躍的に伸びており、全国での伸率二・六一をはるかに上回っている。

表1 過疎地域と全国の比較

区 分	全 国	過疎地域	割 合
元年度道路整備事業費 (都道府県道・市町村道)	億円 10,980	億円 3,203	% 29.2
地方道総延長 (都道府県道・市町村道)	km 1,053,340	km 236,583	22.5
市町村数 (H元.4.1現在)	3,245	1,157	35.7
人 口 (60国調)	千人 121,049	千人 8,167	6.7
面 積	km ² 377,801	km ² 174,411	46.2

表4 過疎代行事業全体の実績

	事業費	実施路線数	実施市町村数	整備延長(m)
45～54	8,400	711	592	989,991
55～元	190,731	623	481	871,514
計	274,730	1,334	1,073	1,861,505

度までの一〇年間で四八一市町村、六二三路線、整備延長八七二km、事業費一、九〇七億円となっている。

また、昭和四五年度から平成元年度まで二〇年間では、一、〇七三市町村、一、三三四路線、整備延長一、八六二km、事業費二、七四七億円となっている。

おわりに

過疎地域の道路整備については、ここ二〇年間に飛躍的にその整備が進んだものの、未だ全国レベルの水準に達しておらず、より一

層その推進を図る必要がある。
建設省では平成二年度においても、都道府県道、市町村道を含めた事業費三、二三九億円（対前年度比一・〇一）をもって、過疎地域の道路整備を推進することとしており、新しい過疎法に基づく代行制度を活用し、一層の整備を進めていくこととしている。



新過疎法の施行に伴う

市町村道整備について

建設省道路局市町村道室

はじめに

過疎地域の振興を図るため、平成二年三月三十一日までの時限立法であった過疎地域振興特別措置法（以下「旧過疎法」という）にかわり、一〇年の時限立法として過疎地域活性化特別措置法（以下「新過疎法」という）が平成二年四月一日より施行された。

新過疎法は、旧過疎法の内容の単純延長ではなく、より過疎地域の活性化を推進することを目的として、その内容に各種拡充が図られている。

今回は、新過疎法の市町村道事業にかかわる内容等について紹介する。

一 新過疎法に基づく

各種計画の調整

旧過疎法と同じようなスキームで、新過疎法においても、都道府県においては過疎地域の活性化の大綱である過疎地域活性化方針及びその方針を受けての都道府県計画を、市町村においては市町村計画を策定することとなっている。

都道府県計画等で策定する内容としては、交通通信体系の整備等道路事業に直接あるいは間接的に関連する事項も含まれており、その内容については必要に応じて本省関係課と連絡を図りつつ、策定する必要がある。このため、建設経済局長・都市局長・道路局長

通達（過疎地域活性化特別措置法の施行に伴う建設省所管道路事業等に関する取扱いについて）により、道路事業はもとより建設省所管事業に関連する部分について、建設省関係課と所要の調整を図るべく都道府県に対して指導しているところである。

二 都道府県の代行制度の拡充

1 代行制度の概要

過疎地域の振興を図る上で重要な施策は、地域間交流の拡大であり、過疎地域と近隣を中心都市、高規格幹線道路、国道等との連携強化を図ることが不可欠である。

このため、新過疎法では、基幹的な市町村道の代行制度を拡充し、過疎地域内に加えて、

過疎地域とその他の地域を連絡する市町村道について新たに代行制度の対象となった。具体的には次のとおりである。

- ① 建設大臣が過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道を基幹道路として指定する。この指定行為は、都道府県の申請に基づいて行うものではなく、建設大臣が自らの判断に基づいて行うものである。

〔指定例〕 過疎地域と最寄の国道等の主要な道路を連絡する基幹的な市町村道

- ② 基幹道路として指定した過疎地域内とその他の地域を結ぶ市町村道を国庫補助事業として採択し、都道府県過疎地域活性化方針、都道府県計画に基づき、都道府県を市町村にかえて事業主体として、代行制度の対象としてその整備の促進を図る。

基幹道路の指定そのものは建設大臣の独自の判断により行うものであるが、都道府県が代行事業を実施するには、基本的に都道府県計画に位置づけられていることが前提となる点は留意すべき事項である。

2 基幹道路の指定要件

新過疎法等に見られる都道府県の代行制度は、財政力の乏しい市町村を救済する措置であるが、一方その財政的な負担は都道府県がすることとなり、過疎地域の市町村すべてを代行制度で都道府県が整備することとなれば、逆に都道府県の財政を圧迫することになる。

このため、代行制度の対象となる市町村道については地域の活性化・振興を図る上で特に重要な路線に限定しており、建設大臣が指定する基幹道路についてその要件を到達により定めている。新過疎法の施行に伴う基幹道路の指定要件は、旧過疎法の際と同様、概ね幹線一級市町村道の選定基準（昭和五五年三月一八日建設省道地発第一八号地方道課長通達「幹線一級及び二級市町村道の選定について」）を考慮して定めている。なお旧過疎法との相違点は、過疎地域とその他の地域を結ぶ道路についても対象としたことである。

3 経過措置

新過疎法の施行に伴い、旧過疎法では過疎市町村であったが新過疎法では過疎市町村とならないいわゆる過疎を卒業した市町村が〇三市町村ほどある。これらの市町村の中には、旧過疎法に基づき代行事業の事業中の路

線があり、新過疎法では過疎市町村ではないため代行事業が実施できなくなるケースが考えられる。このため、新過疎法においては、経過措置として旧法に基づき代行事業を実施している路線で、平成二年三月三十一日現在において完了していないものは、平成七年三月三十一日まで旧過疎法を適用することとして、代行事業を継続して実施できるよう特別な措置が講じられている。

三 過疎債について

市町村道の整備にあたり、財政力の乏しい市町村を助成するため、従来より特別な起債措置が講じられているが、新過疎法ではその対象となる市町村道の要件が拡大されており、具体的には次のとおりである。

- ① 集落と集落、集落と公共施設を結ぶ市町村道（継続）
- ② 生産加工団地、流通団地その他の産業の振興に資する施設と集落又は公共施設を結ぶ市町村道（新規）

②については、新たに過疎債の対象となったもので、①はどちらかといえば生活基盤としての市町村道を対象としているのに対して、産業基盤を支援する市町村道に対して起債措置を考慮したものである。

四 おわりに

地域の発展を図るためには、その地域のみならず、周辺の地域と一体となった振興施策

を推進する必要がある、そのためには基盤となる道路整備にあたっては、地域間の交流の拡大を促進することを主眼に置いたものでなければならぬ。新過疎法で新たに盛り込ま

れた措置はこのような点を意識したものであり、過疎地域の活性化、振興に大きく寄与するものであり、当該措置の積極的な活用を期待するものである。

経事発第五〇号
都政発第三六号
都地発第二五―一―号
平成二年六月一三日

知事殿

建設省建設経済局長
建設省都市局長
建設省道路局長

過疎地域活性化特別措置法の施行に伴う建設省所管道路事業等に関する取扱いについて

過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第一五号。以下「法」という。）の施行については、さきに国土事務次官より平成二年四月二三日付け二国地総（過）第三四号をもって各都道府県知事あて通知されたところであるが、当省所管の道路事業に係るものについて下記のとおり取扱いを定めたので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、貴管下関係市町村長に対しては、貴職から通知されたい。

記

1 活性化方針等の作成について
活性化方針（法第五条）、市町村計画（法第六

条）及び都道府県計画（法第七条）の作成に当たっては、新地方生活圏計画等と整合を図るものとする。

また、当該過疎地域の全部又は一部が都市計画区域であるときは、都市計画との適合を図るものとする。また、当該過疎地域に係る都市計画区域において市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められている場合は市街化区域又は市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針との関連に特に考慮を払うものとする。

なお、活性化方針、市町村計画及び都道府県計画の作成に当たっては、向う五箇年（平成二年度～平成六年度）内に実現可能なものを対象とすることとする。

2 基幹道路の指定について

建設大臣の指定する基幹道路（法第一四条第一項）は、過疎地域における市町村道（過疎地域とその他の地域を連絡する道路も含む）のうち、次の各号の一に該当するものから当該都道府県知事の意見を聞いたうえで、指定するものとする。

- (1) 都市計画決定された幹線街路
- (2) 主要集落（戸数五〇戸以上）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路
- (3) 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要な生産施設とを連絡する道

- (4) 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要な生産施設又は主要な観光地相互において密接な関係を有するものとを連絡する道路

- (5) 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要な観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道又は幹線一級市町村道を連絡する道路

- (6) 大都市及び地方の振興開発又は整備のために必要な道路

経事発第五一号
都街発第二二号
道地発第二五二二号
平成二年六月一日

知事殿

建設省建設経済局事業調整官
建設省都市局街路課長
建設省道路局地方道課長

過疎地域活性化特別措置法に基づいて
建設省所管の道路事業等を施行する場
合の取扱い要領について

過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第一五号。以下「法」という。）の施行に伴う建設省所管道路事業等に関する取扱いについては、さきに平成二年 月 日付け建設省 発第 号、建設省 発第 号及び建設省 発第 号「過疎地域活性化特別措置法の施行に伴う建設省所管道路事業等に関する取扱いについて」（建設省建設経済局長、都市局長及び道路局長通達。以下「連名局長通達」という。）で通達されたところであるが、今回、その取扱い要領を下記のとおり定めたので、実施に当たっては、遺憾のないよう措置されたい。
なお、貴管下関係市町村長に対しては、貴職から通知されたい。

記

1 活性化方針等の作成について

都道府県知事が法第五条による活性化方針を定めようとするとき、法第六条による市町村計画策定の協議により当該市町村を指導しようとするとき及び法第七条による都道府県計画を定めようとするときにおいて、貴職におかれては国土事務次官通達（平成二年四月二三日付け二国地総（過）第三一号）記第2の1の(1)基本的事項(2)産業の振興のうち①及び③から⑥まで、(3)交通通信体系の整備のうち①から④まで、(4)生活環境の整備のうち①及び②、(7)教育文化の振興のうち①及び②(8)集落の整備、5の(1)基本的な事項、(2)産業の振興(3)交通通信体系の整備(4)生活環境の整備、(7)教育文化の振興、(8)集落の整備(9)その他地域の活性化に関し必要な事項及び6の(1)基本的な事項(2)産業の振興(3)交通通信体系の整備(4)生活環境の整備(7)教育文化の振興(8)集落の整備(9)その他地域の活性化に関し必要な事項(10)過疎地域の市町村に対する前記(1)から(9)までの事項に係る行財政上の援助に係る事項について、あらかじめ建設省関係各課と連絡の上所要の調整を図ること。

2 基幹道路の指定について
連名局長通達記2の基幹道路の指定に係る用語については、次によること。

- (1) 「主要集落」とは、生活上最も密接に協同しあっている世帯の集団及び住宅団地で戸数五〇戸以上の集落をいう。
- (2) 「主要交通流通施設」とは港湾、漁港、飛行場、鉄道若しくは軌道の停車場（停留所）、高速自動車国道のバス停車場、卸売市場、その他流通業務のために必要な施設（例えば工業団地、中小企業団地、ターミナル団地等）をいう。
- (3) 「主要公益的施設」とは、主要な教育施設（学校教育法第一条に規定する小学校（計画中のものを含む。以下同じ）、中学校、

高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろうあ学校、養護学校及び幼稚園をいう。）、医療施設、官公庁施設、購買施設（百貨店、スーパーマーケット、農協等の販売、購買等の施設及び生協等をいう。）、及びその他の施設で地域における共同の福祉又は利便のために必要なもの（例えば老人ホーム、精薄施設、じんあい処理場、葬儀場、総合運動場、国民宿舎）をいう。

- (4) 「主要な生産施設」とは次のものをいう。
 - (イ) 一事業所当たり従業員が三〇人以上となる事業所が二箇所以上集まり全体で一〇〇人以上となる区域（ただし、事業所は農林水産業、鉱業及び製造業に関するものに限る。）
 - (ロ) 農林水産業の基幹的施設のうち、共同選果場、共同集出荷貯蔵施設、木材出荷場及び共同飼育所等の共同利用施設
- (5) 「主要な観光地」とは次のものをいう。
 - (イ) 国立公園、国定公園及び都道府県（又は指定市）立公園
 - (ロ) 文化財保護法に基づく史跡、名勝及び天然記念物、又は重要文化財のうち建造物の所在地並びに都道府県（又は指定市）の条例に基づいて指定された史跡、名勝及び天然記念物又は重要構造物の所在地
 - (ハ) その他の観光地（例えば海水浴場、スキー場、温泉、キャンプ場、青少年憩の村等）でその入込者数が多く、その利用が市町村の全域又は他市町村にまで及んでいるものの所在地

過疎代行道路の整備状況について

岩手県江刺市長 及川 勉

過疎地域の活性化については、日頃より関係者の皆様のご理解、ご協力を賜り、ここに厚く御礼申し上げます。

江刺市は岩手県の中南部に位置し、東西二八km、南北二七・五kmのほぼ円型を呈した総面積三六二・五〇km²の広大な農村都市であります。

本市は明治初期までは経済交流の要所として栄えてまいりましたが、今からちょうど一〇〇年前の東北本線の開通により、行政、経済の中心的機能が薄れてまいりました。昭和三〇年、一町九カ村が合併し、江刺町となり、一層の発展を期して昭和三三年、市制を施行し、現在に至っておりますが、本市域の人口は昭和二五年頃をピークに年々減少し、現在

三五、四六〇人となっております。

本市の産業構造は、農業を主とする第一次産業の占めるウェイトが高く、昭和三〇年代後半からの農家人口の急減により、過疎が深刻化してまいりました。さらに、市内の赤金鉱山の閉山が一層過疎に拍車をかける結果となりました。

本市は工業等の高次産業導入が遅れたため、雇用の場が少なく、若者の市外流出が続いたことにより、高齢者比率が一七・九%と著しく高くなっております。この高齢者対策が本市の大きな課題であります。

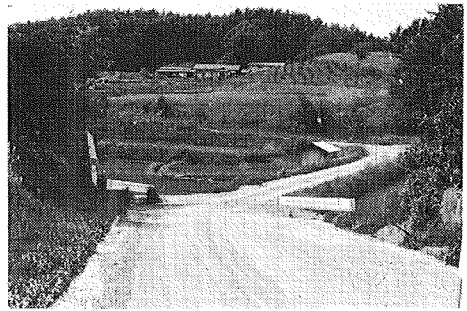
また本市は東北本線、東北自動車道からはずれており、過疎の一因となっておりますが、昭和六〇年、東北新幹線水沢江刺駅の開

業により、高速交通体系の条件が整備されてきております。今後はこれらへのアクセス道路の整備が課題になっております。

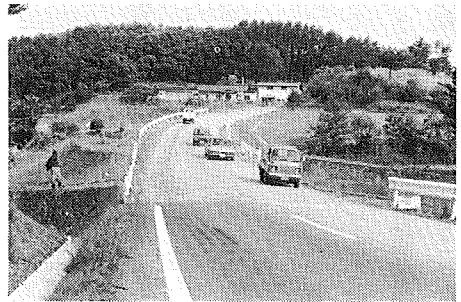
さて、前述しましたとおり、本市の交通は道路網に頼っており、過疎からくる財政難に悩む本市には過疎代行制度は誠に価値の高いものであります。昭和四五年以来四路線を過疎代行によって施工して頂いております。いずれの路線も地域住民が長年渴望してきた路線でありまして、その効果も大きいものがございます。

市道川欠線は昭和四五年から昭和四九年に施工され、延長三、〇八〇m、幅員四・〇m、事業費四四、七〇〇千円の路線であります。県道と国道三九七号を結ぶ生活路線であり、

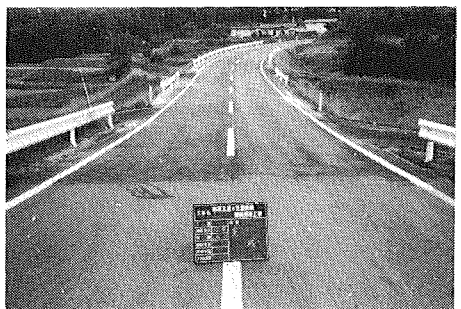
五道ヶ辻歌読線



施行前



代行改良済



現在

住民の利便性が高まっております。

市道中田線は延長二、三四三・六m、幅員五・五m、事業費一四六、一〇〇千円をかけ、昭和五六年から昭和五九年に施工されております。これも集落の生活路線であり、特に学校と集落を結ぶ最短路線であるため、児童の安全な通学を確保する上で、大きく役立っております。

市道五道ヶ辻、歌読線は延長一、四八〇m、幅員五・五m、事業費一二六、〇〇〇千円をかけ、昭和五六年から昭和五九年に施工されております。この路線は集落内の生活路線であるとともに、主要地方道江刺大迫線と昭和五五年に分譲を開始した江刺中核工業団地へ

結ぶ役割も担っており、江刺中核工業団地への通勤および、製品、原料の輸送に大きく役立っております。またこの路線の開通により、市街地と集落を結ぶ最短路線が実現し、まさに一石二鳥の路線となりました。

市道原体線は昭和六一年事業着手し、平成三年度完成予定の路線であります。延長は二、〇二一・五m、幅員五・五m、事業費二四七、九〇〇千円となっております。市街地から市営住宅団地を通して、原体集落に通じるこの路線は、住民の通勤、通学路線であり、また、定期バス路線でありますので、住民はその完成を心待ちにしております。

以上述べてまいりましたように、過疎代行

制度によって、本市は多くの恩恵を受けてまいりました。その第一は、なんといいても、工事を県に代行して頂くことで、事業費をそっくり肩代わりして頂けることでもあります。過疎に悩む市町村はどこも財政事情が厳しく、道路を作るにしても、その事業費を捻出するのに大変な苦労があるわけがあります。それを負担なしで工事ができるのでありますから、これは大きなメリットとなっております。

第二には、人的メリットであります。道路を作る際には当然のこととして、用地買収がございます。その交渉等も、県に補助して頂くこととなりますので、市としてはかかる労力を県にも負担して頂くというところで、これも大きなメリットであります。過疎市町村は、財政面だけでなく、職員の定数の問題もありますので、事業費だけ肩代わりして頂いても、職員が仕事量をこなせないという事態になりかねないわけです。その点で、過疎代行は魅力ある制度であります。

また、ルートの決定および、その路線の性格等についても、設計段階から県の指導を受け、事業計画を立てていくこととなります。そのため、一般単独事業等よりも、計画は吟味され、当然のこととして、完成した道路は質の高いものとなります。職員も県のレベル

江刺市

過疎代行事業実施一覧表

路線名	地区名	字名	延長	幅員	事業費	施工年度	
						着手	完了
川 欠 線	田 原	中下田代 外 ~ 田	3,080.0m	4.0m	44,700千円	S45	S49
中 田 線	梁 川	日ノ神 大 ~ 洞	2,343.6m	5.5m	146,100千円	S51	S54
五道ヶ辻歌読線	岩谷堂	松長根 歌 ~ 読	1,480.0m	5.5m	126,000千円	S56	S59
原 体 線	岩谷堂 田 ~ 原	下苗代沢 稻 ~ 荷	2,021.5m	5.5m	247,900千円	S61	H 3

の高い計画に接することになり、資質向上に役立っております。道路の規格等も、県の基準で行いますので、市町村レベルでは財政的にも難しい工事が行えることとなり、これもメリットの一つであります。

過疎市町村に対する優遇施策の中でも最もメリットが大きい過疎代行制度であります。本市においても、その効果は大きく、前述の四路線はそれぞれ集落の生活路線として、ま

た市の基幹道路として役立っております。県の代行事業ということで、路線を計画する際に自由な発想で考えることができ、予算面での制約が市道単独事業等に比してかなり少なくなっており、それも質の高い路線ができる要因のひとつと思われます。本市において施工された過疎代行路線はいずれも、過疎代行ならではの路線であり、過疎代行制度の有意義さを証明する形になっております。

今年四月一日より過疎地域活性化特別措置法が施行され、過疎代行制度も、範囲が拡大されたことは、過疎市町村にとって大きな朗報であります。過疎地域振興特別措置法の下では不可能であった過疎地域と非過疎地域を結ぶ路線が、今回対象となったことは非常に大きい意義を持つものであります。過疎地域市町村は民間活力に乏しく、単独で地域活性化を図ることが難しくなっております。行政サイドも財政的に厳しいわけですから、そうなること、近隣非過疎地域との結びつきを強化することによって地域活性化を図ることになります。また近年、地域間交流が活発になり、現在の行政区域では対応が難しくなりつつありますので、この過疎代行制度の拡大により近隣非過疎地域と過疎地域を結ぶ路線の検討もこれからの課題となっております。

本市の場合は、若年層が首都圏だけでなく、近隣市町村へも流出しておりますので、この制度の活用により、これに歯止めをかけることが必要であります。冒頭述べましたように、高速交通網へのアクセス道路整備が本市の課題となっており、これを整備することによって、江刺中核工業団地の機能を充実し、北上川流域テクノポリス計画の実現に資するものであります。

また、本市周辺の地域は栗駒・焼石リゾート開発構想および田瀬湖リゾート開発計画があり、その観光ルートを形成する上で、この制度が生かされるのではないかと考えております。しかし、本市は西は北上川、東は北上山系で近隣市町村を隔てられており、その克服が必要となっております。

過疎代行制度はたしかに過疎地域市町村にとって魅力ある制度であります。その有効活用には独自の計画が必要であり、周辺の道路環境整備等とあわせて、十分な価値が得られるものであります。この制度の導入に当たっては十分な検討と県との緊密な連携が必要であると考えます。

過疎地域市町村におかれましては、この制度の活用により、一層の地域活性化が成功されますことを願って止みません。



特集■過疎地域における道路整備

県代行産山田尻線道路整備

事業の推進について

熊本県一の宮土木事務所 溜瀧 明

一 はじめに

九州のほぼ中央に位置し、久住、阿蘇、祖母の三山を一望できる産山村は、熊本県の最北東部にあり、今でも噴火が続く、阿蘇の外輪山と久住連山に囲まれた、東西6km、南北一〇kmに広がる清流と緑豊かな純農村である。

徳富蘇峰（明治の文豪）が一望三山台と称したほど景観に恵まれたこの地域は、標高五〇〇mから一、〇五〇mの高原地帯に属し、村の総面積六〇km²のうち森と草原が八二%と、その大部分を占めている。そのため、主要産業は、その自然環境を生かした農林業が主体で、農業については豊富な水と高冷地の特性を生かした、野菜や果物の特産化が、林業に

ついても人工造林の拡大とともに、品質の高い乾燥椎茸などの特用林産物の生産が盛んに行われている。

しかし、過疎化の波はこの産山村でも例外でなく（表一）、昭和三五年、当時、三、一六

熊本	90分	産山
	<65km>	
熊本I.C	70分	産山
	<55km>	
熊本空港	60分	産山
	<45km>	
大分県(別府市)	120分	産山
	<70km>	

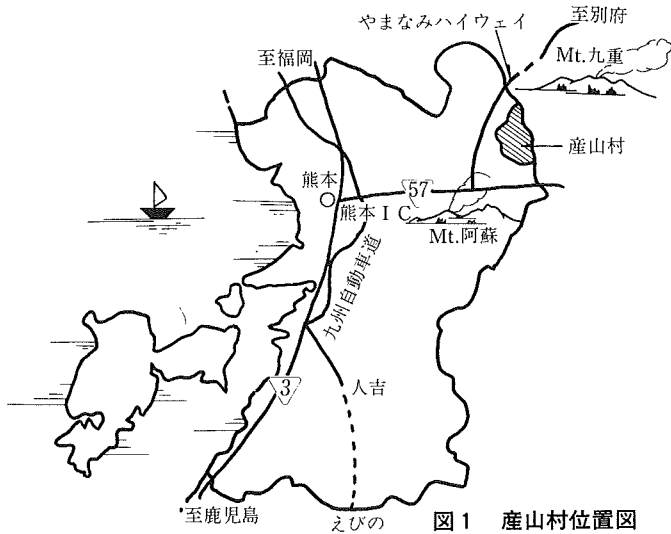


図1 産山村位置図

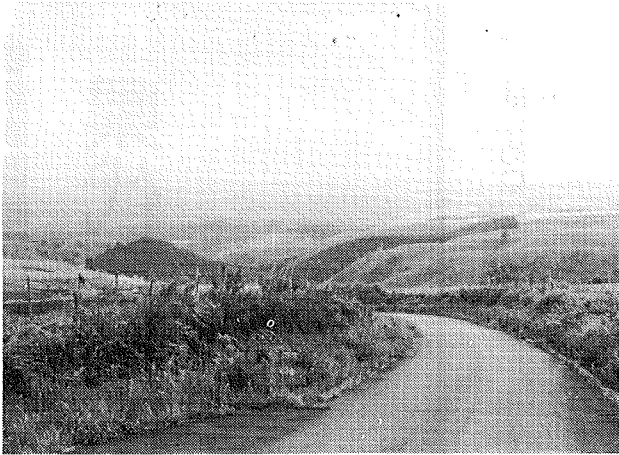
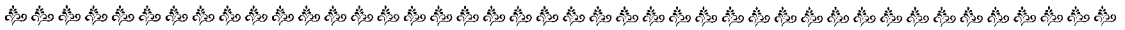


写真1 産山高原

八人いた人口も、昭和六三年度においては、一、七九九人と大幅な減少が続いている。そのため、村では、県が策定した「熊本、明日へのシナリオ」で、うたわれている「日本一づくり」運動の一貫として、太古のロマンを秘めた神秘的な花「ヒゴタイ」を、村花に制定し、故郷の原野を野の花で一杯にし、大自然にふれあい、親しむなかで、人情豊かな村民性を取りもどす、「心のふるさとづくり」を目標に、郷土回帰の試みが始まっている。

表1 産山村全体の人口状況

(資料)推計人口

区分 年次	(件) 世帯数	(人) 総人数	(人) 増減数
昭和35年	619	3,168	△ 222
昭和40年	579	2,730	△ 438
昭和45年	563	2,417	△ 313
昭和50年	527	2,085	△ 332
昭和55年	508	1,981	△ 104
昭和60年	495	1,878	△ 103
昭和63年	498	1,799	△ 79

現在、村内の道路は、幹線道路の国道五七号線、四四五号線、九州横断道路が村境を縦横し、県道の三路線と、幹線村道(二級)一、二路線が、それらを相互に連絡し、観光、産

二 村内道路の状況

表2 村内の県道・村道改良状況
〔県道〕

路線名	(km) 延長	(km) 未改良	(km) 改良済
	笹倉・久住線	3.6km	1.3km
南小国・波野線	12.9km	9.0km	3.9km
産山・小池野線	4.6km	4.6km	0.6km
総延長	21.2km	14/9km	6.9km
改良率	%式 6.9km/21.2km		32%

〔村道〕

村道	(km) 延長	(km) 未改良	(km) 改良済
	一級村道 12路線	38.7km	32.9km
二級村道 22路線	41.2km	41.2km	0
その他の村道 43路線	47.7km	47.7km	0
総延長	127.6km	117.8km	5.8km
改良率	%式 5.8km/127.7km		4.5%

業、経済及び、日常生活の重要な役割を果たしている。

このうち、村内の道路網は、県道三路線一・二km、村道七七路線、一二七・六kmと村道が、全体道路延長の八六%を占めている。

表2のとおり、村道の整備率は四・五%(幅員五・五m以上)と極端に低く、道路に対する村民のニーズは、極めて強いものがある。

三 過疎代行事業の取組み

産山村としては、過疎化の進むなかで昭和四五年に、過疎地域の指定を受け、道路が骨格であるとの認識のもとに、各種の施策を積極的に進めている。

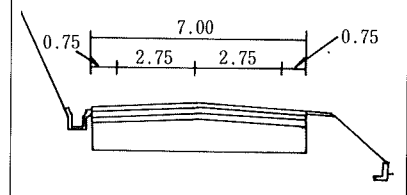
熊本県では、昭和五五年度に都道府県によ



写真 2、3 池山水源

過疎代行産山田尻線道路改良工事	
全体計画	全体施工延長 L = 4 9 0 0 m
	全体事業費 C = 9 0 4 百万
第一期工事 内訳	道路改良工事 L = 2 0 6 0 m W = 7.0 m
	※小園橋 L = 3 2.5 m W = 7.0 m
	※産山橋 L = 2 5.8 m W = 7.0 m
第二期工事 内訳	道路改良工事 L = 2 8 4 0 m C = 7.0 m
	平成元年度までで用地完了、2 年度以降工事着工予定

道路改良工【標準断面図】



る代行制度に関する法令「過疎地域振興特別措置法」が制定されたのを契機に、基幹道路の整備として屈曲部が多く、交通の隘路となつている村道産山田尻線を熊本県の過疎代行事業として、補助採択を受け昭和五六年度に着手したものである(図2)。

当路線は、村の中心部を縦貫し県道と県道を連絡する延長七・八kmの一級幹線村道である。沿道には、五つの主要集落が点在し、「ヒゴタイ公園」、「キャンプ場」、環境庁の名水百選に選ばれた「池山水源」等、主要な観光施設があり、早急な整備が望まれていた。

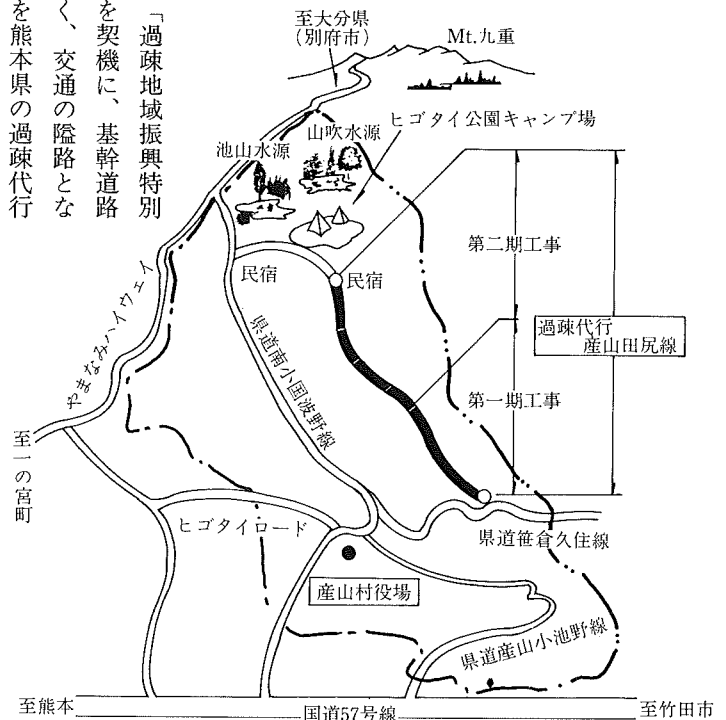


図 2 産山村全体図

四 事業の概要と経緯

本路線は、延長が七・八kmと長く、地形も山間部のため、屈曲や急勾配が多く交通の隘路となつていた。そのため全線整備すべきであるが当面、県道を起点に、御湯船部落までの延長二、〇六〇mを第一期工区として、昭和五六年度に、整備に着手し、七年の歳月と五億円の事業費をもって、幅員五・五mの二車線道路が、昭和六二年度に完成を見たもの

である。

当初、計画策定にあたっては、概略ルートにより、集落毎に数回の全体説明を催し住民の理解と協力を求め、ルートの詳細についても、事前調整を行ったものである。主な焦点となったのは、集落内と良質田部のルート、並びに集落、各耕作地への取付のための縦断修正等であった。そのため、これらの民意を踏まえて、一部、バイパス区間を設ける等、ルートの再選定を行い、実施計画を策定し、再度、地区住民に説明会を行った。

また、村当局による、住宅立退き者への代替地斡旋等の事前根回しが十分行われたこと

により、県の用地買収は、集落単位の集団交渉で早期に契約調印が完了したものである。

工事については、当箇所が標高六五〇mと高冷地のため、冬の積雪と凍結時期を避けるため、計画的に早期発注を図ったこと、また、用排水の付替え等が地権者どうしの利害関係もあり、一部その調整に手間どったことなどが、特筆すべき点である。全般的に、地権者並びに地域の協力が得られ、比較的スムーズに工事の進捗が図られたと思う。

また、本工区内に、一級河川をまたぐ橋梁が二橋あり、これも代行の橋梁整備事業として、一億五千万円の事業費をもって、改良工

事と同時期の昭和六二年度に完成を見たものである。

五 おわりに

潤いのある豊かな地域社会を形成するためには、道路は必要不可欠であり、最も重要な社会資本であると言っても過言ではない。

この代行事業の一期工区が、昭和六二年度で完成をみたものであるが、安全な道ができたことにより、「ヒゴタイ公園」、「キャンプ場」、「ヒゴタイロード」へ、四季を通じて村内外からの利用者が急増している。

また、農産物の搬出が容易になり、地域の振興、日常生活等、多方面にわたり、徐々にその成果が表われ地域の活性化を促進するものと期待している。

二期工事についても、平成元年度から着手しているものであるが、魅力ある「ふるさとづくり」の基盤として地域住民からも、早期完成が望まれているため、今後、計画的に事業を促進し地域の開発に寄与したい。



写真4 新道と旧道



写真5 整備前

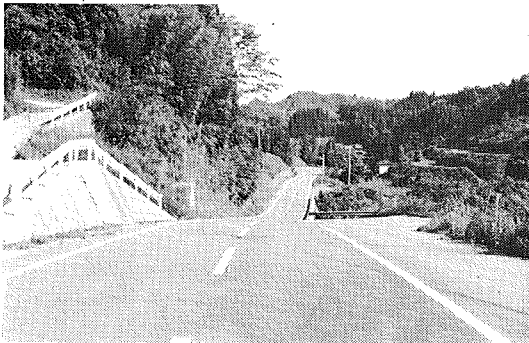


写真6 整備後

道路占用許可申請書の様式の統一

建設省道路局路政課長補佐 坂口 正芳

一 はじめに—背景・経緯—

道路占用許可申請書については、道路法第三二条第二項に「左に掲げる事項を記載した申請書」という規定があり、記載すべき事項については定められているものの、用紙の大きさ、各事項のレイアウト等の様式については、道路管理者ごとに規則等で別々に定められていたところであった。

このように道路管理者によって道路占用許可申請書の様式が異なっていることについて、従来より電気・電気通信・ガス事業等複数の道路管理者にまたがる道路占用が不可欠な事業者から、様式統一について要望が出されていた。

昭和五七年の臨時行政調査会でも本件が議論され、「行政改革に関する第二次答申——許可等の

整理合理化——」において、道路占用許可申請書の様式を全国的に統一することが答申された。

これを受けて、建設省では昭和五八年二月九日付け建設省道政発第一五号「道路占用許可申請書の様式について」（北海道開発局長、沖縄総合事務局長、道路関係四公団の長、都道府県知事、指定市長あて建設省道路局長通達）を発し、道路占用許可申請書の基本的部分について標準様式を示し、統一を図るよう指導を行った。

しかしながら、同通達は下段の余白部分を各道路管理者の必要により道路占用許可書、申請書受付欄、申請書記載要領欄等として使用できるとしたこと、および道路占用許可事務の電算化のため等特別の事情がある場合には、別に様式を定めることを認めるものであったため、すべての道路管

理者について同一の様式による申請ができるということにはならなかった。

また、昭和六〇年に電気通信事業への新規参入が認められたことにより、NTT以外の新規参入事業者からの道路占用許可申請が多数出てくるようになった。電気通信事業においては、その設備形成において道路占用が不可避であるが、これら新規参入事業者の道路占用形態が従来のNTTとは異なるものも多く、道路管理者においても慎重に取扱ってきたところである。これに加え、道路管理者によって道路占用許可申請書の様式が異なり、道路管理者ごとに別々の様式による申請書を作成しなければならないこと等の道路占用関係事務における時間と労力が、事業者にとって負担と感じられ、昭和六三年の行政改革推進審議会にお

いて本件が再び取り上げられた。

この結果、昭和六三年一二月の「公的規制の緩和等に関する答申」において、「電気通信事業者等のケーブル敷設に係る道路等占用許可について、

申請書類の様式の統一、削減等許可手続きの簡素化を進めるほか、利用と公益性の確保を図りつつ占用方式及びこれに伴う占用料を検討し、道路空間の効率的利用を促進する。」との答申があった。これは同月一三日に「規制緩和推進要綱」として閣議決定された。

そこで、建設省においては、平成元年七月および一二月の二度にわたり、各道路管理者の意見を聴取したうえで、道路法施行規則の改正作業を行い、平成二年三月一七日付けで公布された。

二 内 容

省令は次のとおりである。

○建設省令第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）を実施するため、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二年三月十七日

建設大臣 綿貫 民輔

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の三を第四条の三の二に改め、第四条の二の次に次の一条を加える。

（道路の占用の許可申請書等の様式）

第四条の三、法第三十二条第二項の申請書及び法第三十五条の規定により協議しようとする場合の協議書の様式は、別記様式第五とする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が満

了した場合において、これを更新しようとするときは、道路管理者が別に定める様式によることができる。

別記様式第五を次のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に道路管理者が申請書及び協議書の様式を定めている場合における申請書及び協議書の様式については、この省令による改正後の道路法施行規則第四条の三の規定にかかわらず、平成三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

道路占用許可申請書
協 議

新規	更新	変更	(番号)
			年 月 日

(道路管理者) 殿

平成 年 月 日

〒
住 所
氏 名

〒

担当者
T E L

印

道路法 第32条の規定により 許可を申請
第35条 協 議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他	
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	占用物件 の 構 造
工事の時期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	間	工事实施 の 方 法
送 路 の 復 旧 方 法			添付書類
備 考			

記載要領

1. 「許可申請協 議」、「第32条 及び「許可を申請協 議」については、該当するものを○で囲むこと。
2.

新規	更新	変更
----	----	----

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
4. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
5. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
6. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

また、平成二年三月一七日付けで、「道路法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（建設省道路局長通達）が出された。

建設省道政発第15号の3

平成2年3月17日

都道府県知事

政令指定市長 あて

建設省道路局長

道路法施行規則の一部を改正する省令の施行について

道路占用許可申請書の様式については、かねてより申請者の利便を図る見地から全国的な統一が要望され、昭和63年の臨時行政改革推進審議会の「公的規制の緩和等に関する答申」においても同趣旨の答申がなされ、それを受けて規制緩和推進要綱が閣議決定されたところである。このような状況にかんがみ、今回道路占用許可申請書等の様式を定めた標記省令が別添のとおり平成2年3月17日付けで公布され、同年4月1日から施行されることとなったので、貴職においても下記に留意のうえ、現在道路占用許可申請書等の様式を定めている規則の改正等所要の措置を速やかに講じることとされたい。

なお、貴部下各道路管理者（地方道路公社を

含む。）に対しても、この旨の周知徹底を図らるたい。

記

1 第4条の3第1項関係

平成2年4月1日以降、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定により道路の占用に関し道路管理者の許可を受けようとする者及び同法第35条の規定により道路管理者と協議しようとする者は、改正後の道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）別記様式第五による許可申請書等を提出することとされた。

道路管理者において、規則等により道路占用許可申請書等の様式を定めている場合は、当該規則等の速やかな改正等所要の措置を講じることとされたい。

2 第4条の3第2項関係

本項は、占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとするとき（以下「占用の更新」という。）の道路占用許可申請書等

について、占用の更新では、占用の期間のみが変更となり、占用の場所、占用物件の構造等の変更がないこと等にかんがみ、申請書の利便を図る観点から別記様式第五によらずより簡易な様式によることができることを定めたものである。

3 附則第2項関係

本省令の施行に係る経過措置として、現に道路管理者が申請書及び協議書の様式を定めている場合においては、申請者等が従前の様式による申請書等を保有している場合があることにかんがみ、平成3年3月31日までの間当該従前の申請書及び協議書の様式によることとされたいが、別記様式第五による申請書等が提出された場合においては、当該申請書等の受理を拒むことはできないので、道路管理者においてはこの点に十分注意されたい。

4 記載要領について

申請書及び協議書の下段の記載要領以外に

道路管理者においてより詳細な記載要領を定め、記載例とともに窓口に置くこと等の措置により申請者等の便宜を図ることとされたい。

5 添付書類等について

申請書の提出部数、許可書及び道路法第32

なお、地方建設局長が管理する指定区間内の一般国道に係る道路占用許可申請書については、建設事務次官通達及び道路局長通達により様式が定められていたところであるが、省令改正に伴う所要の改正がなされた。

建設省道政発第14号

平成2年3月17日

地方建設局長 あて

建設事務次官

「地方建設局長が行なう道路の占用の許可等の手続きについて」の一部改正について

道路法施行規則の一部を改正する省令（平成2年3月17日付け建設省令第3号）が公布されたことに伴い、「地方建設局長が行なう道路の占

条第5項の規定による警察署長との協議書の様式については道路管理者において定めることとされたい。

なお、申請書と許可書を複写式とすることはさしつかえない。

6 その他

昭和58年2月9日付け建設省道政発第15号「道路占用許可申請書の様式について」（建設省道路局長通達）は廃止する。

（別添略）

用の許可等の手続きについて（昭和42年8月28日付け建設省道政発第47号）により定めた「地方建設局長が行なう道路の占用の許可等の手続きに関する事務取扱要領」の一部を下記のとおり改正したので、平成2年4月1日からこれにより取り扱うこととされたく、命により通達する。

なお、平成3年3月31日までの間は、従前の例によることができることとする。

記

「地方建設局長が行なう道路の占用の許可等の手続きに関する事務取扱要領」の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別記様式第1」を「道路法施行規則別記様式第五」に改める。

第3条中「別記様式第2」を「別記様式第1」に、「許可申請書の写しを添付してする」を「よって行う」に改める。

第4条中「別記様式第3」を「別記様式第2」に改める。

建設省道政発第15号

平成2年3月17日

地方建設局長あて

建設省道路局長

道路法施行規則の一部を改正する省令の施行について

(記1〜4は省略)

5 「地方建設局長が行なう道路の占用の許可等の手続きについて」の運用について」の一部改正について

標記通達(昭和42年8月28日付け建設省道政発第48号)の一部を次のように改正する。

記1(1)を次のとおり改める。

(1)関係書類の様式

許可申請書等の様式については、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)及び要領

で定められているところであるが、この運用にあたっては、事務処理の簡素化を図るため、他の書類と併せ用い、別記様式第1を警察署長との協議書、別記様式第2を債権発生(変更)通知書、別記様式第3を出張所用占用台帳、別記様式第4を事務所用占用台帳とし、また、原則として、次のとおり一括し、感圧紙を用いて複写式とすること。

① 申請書(協議書)
(施行規則別記様式第五)

② 警察署長との協議書
(別記様式第1)

③ 許可書(回答書)

(要領別記様式第2)

④ 債権発生(変更)通知書
(別記様式第2)

⑤ 出張所用占用台帳
(別記様式第3)

⑥ 事務所用占用台帳
(別記様式第4)

また、許可申請書等には、別記様式第5に要領第2条第2項第1号及び第2号の図面を記載して3部(原則として感圧紙を用いるものとする。)添付させるものとする。ただし、別記様式第5に記載できない場合は、同様式によらないことができる。
なお、平成3年3月31日までの間は、従前の例によることができる。

三 効 果

この省令の施行により、占用申請者とくに複数の道路管理者にまたがる網的な設備形成が必要な事業者にとって、道路占用の申請関係事務において省力化、合理化が図られることが期待される。

道路管理者においても、道路管理水準の平準化等が図られる等の効果が期待できる。

別記様式第1

新規	更新	変更	(番号)
			年 月 日
			平成 年 月 日

(申請者)
住 所 _____
氏 名 _____

占用の目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他	
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	平成 年 月 日から	間	占用物件の構造
	平成 年 月 日まで		
工事の時期	平成 年 月 日から	間	工事実施の方法
	平成 年 月 日まで		
道路の復旧方法		添付書類	
道路占用に関する協議書 警察署長 殿			第 年 月 号 日 印
道路占用許可申請について、上記により許可回答したので、道路法第32条第5項の規定により協議する。			
道路占用に関する回答書 殿			第 年 月 号 日 警察署長 印
年 月 日付け 第 号で協議のあった道路占用について、 下記のとおり回答する。			
記			

道路占用許可書
 許 可 書
 回 答

新規	更新	変更	(番号) 年 月 日
----	----	----	---------------

平成 年 月 日
 第 年 月 日

住 所 _____
 氏 名 _____ 殿

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名 称	規 模	数 量		
占用の期間	平成 年 月 日から	間	占用物件 の 構 造		
	平成 年 月 日まで				
工事の時期	平成 年 月 日から	間	工事实施 の 方 法		
	平成 年 月 日まで				
道路の 復旧方法			添付書類		
占用料	初年度	¥ _____	(算定)		
	年 額	¥ _____			
	最終年度	¥ _____			
	総 額	¥ _____			
(履行期限) 納入告知書により指定する期限					
平成 年 月 日付けで申請のあった占用については、別紙の条件を付して許可する。 協議 回答 地方建設局長 印					
この道路占用許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に建設大臣に審査請求することができる。					

道路占用許回可書

新規	更新	変更	(番号)
			年 月 日

第 号
平成 年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____ 殿

占用の目的							
占用の場所	路線名					車道・歩道・その他	
	場所						
占用物件	名 称		規 模		数 量		
占用の期間	平成 年 月 日から	間	占用物件	の 構 造			
	平成 年 月 日まで						
工事の時期	平成 年 月 日から	間	工事实施	の 方 法			
	平成 年 月 日まで						
道路の復旧方法			添付書類				
占 用 料	初年度	¥	(算定)				
	年 額	¥					
	最終年度	¥					
	総 額	¥					
(履行期限) 納入告知書により指定する期限							
債 権 発 生 (変 更) 通 知 書			平成	第 年	月	日	号
(分任) 歳入徴収官			殿		局 長 印		
下記のとおり債権が発生(変更)したので通知する。							
年度		建設省所管			道路整備特別会計		
債 権 の 種 類	(款) 雑収入	(項) 雑収入	(目) 物件使用料債権				
延滞金に 関する 事項	督促状で指定する期限までに完納されないときは、期限の翌日から納付の日までの日数に 応じ年10.75%の割合で徴収する。						
債権金額、履行期限、債務者住所及び氏名又は名称、債権の発生原因その他必要な事項						上記のとおり。	

道路占用許可書

新規	更新	変更	(番号)	年	月	日
----	----	----	------	---	---	---

平成 第 号
年 月 日

住所 _____
氏名 _____ 殿

占用の目的							
占用の場所	路線名					車道・歩道・その他	
	場所						
占用物件	名称		規模		数量		
占用の期間	平成 年 月 日から	間	占用物件の構造				
	平成 年 月 日まで						
工事の時期	平成 年 月 日から	間	工事実施の方法				
	平成 年 月 日まで						
道路の復旧方法			添付書類				
占用料	初年度	¥	(算定)				
	年額	¥					
	最終年度	¥					
	総額	¥					
(履行期限) 納入告知書により指定する期限							
申請について、上記のとおり副申してよろしいか伺う。							
出張所長				管理係長		主 務	
						起案日	
						決裁日	
						発送日	
						保存	第 類 年保存
許可 年月日	年	月	日	許 回 番 号	第	号	当 回 許 可
							年 月 日
検 査 等	区 分	実 施 日		実 施 者			
	調 査						
	立 会						
	立 会						
等	検 査						
	警察協議	有・無	舗装完了年月日	年 月 日			
路線名	キヨリ標	車 道	歩 道	その他	上	縦	横
上記のとおり許可回答したので通知する。							

道路占用許可書
 道路占用 許可書
 回答

新規	更新	変更	(番号)
			年 月 日

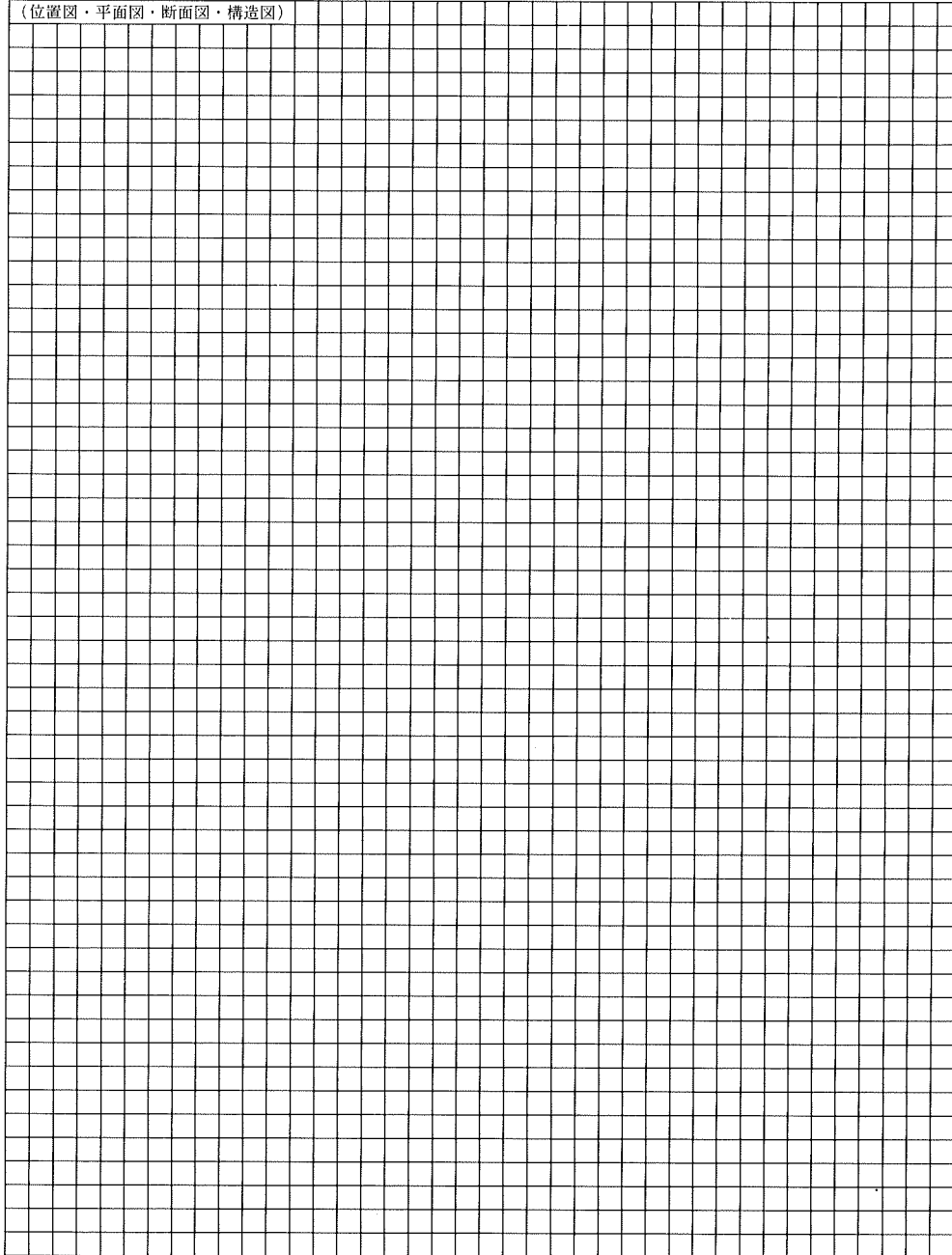
第 号
 平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 殿

占用の目的											
占用の場所		路線名								車道・歩道・その他	
		場所									
占用物件		名 称				規 模				数 量	
占用の期間		平成 年 月 日から 間 平成 年 月 日まで				占用物件の構造					
工事の時期		平成 年 月 日から 間 平成 年 月 日まで				工事実施の方法					
道路の復旧方法						添付書類					
占用料	初年度	¥ _____		(算定)							
	年 額	¥ _____									
	最終年度	¥ _____									
	総 額	¥ _____									
(履行期限) 納入告知書により指定する期限											
申請について、上記のとおり許可してよろしいか伺う。											
事務所長		()副所長		管理課長		係 長		主 務		起案日	
										決裁日	
										発送日	
										保 存 第 類 年保存	
許 可 年 月 日	年	月	日	許 可 番 号	第	号	当 回 許 可	年	月	日	着 手 完 了
検 査 等	区 分	実 施 日		実 施 者		第 年 月 日					
	調 査 立 立 立 立	-----		-----		出張所長殿					
	検 査	-----		-----		出張所長					
	警察協議	有・無		舗装完了年月日		年 月 日					
路線名	キエリ標	車 道	歩 道	その他	上	縦	上記について許可されたく副申する。				
		歩 道			下	横					

別記様式第 5

<p>(位置図・平面図・断面図・構造図)</p> 
<p>(路面復旧方法)</p>
<p>備考 変更の託可の申請（協議）にあつては「位置図・平面図・断面図・構造図」の欄には、変更前のものを記載し、変更する部分については赤色で附記すること。</p>

立体道路制度の 活用による駐車場整備 (II)

社団法人 高層住宅管理業協会

前月号に引き続き「立体道路制度の活用による駐車場整備」を掲載する。

5 全体総会の議長は、理事長が務める。

(第40条及び第62条関係)

第5項は、総会において議長を選任する旨の定めをすることができる。

第6章 全体管理組合

第4節 全体総会

(全体総会)

第40条 全体総会は、全体管理組合の総組合員で組織する。

2 全体総会は、定期全体総会及び臨時全体総会とし、区分所有法に定める集会とする。

3 理事長は、定期全体総会を、毎年1回新会計年度開始以後2カ月以内に招集しなければならない。

4 理事長は、必要と認める場合においては、理事会の決議を経て、何時でも臨時全体総会を招集することができる。

(招集手続)

第41条 全体総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、組合員に通知をしなければならない。

2 前項の通知は、全体管理組合に対し組合員が届出をした宛先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の事務所部分の所在地宛に発するものとする。

3 第1項の通知は、前項の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場所に掲示することをもち、これに代えることができる。

きる。

4 第1項の通知をする場合において、会議の目的が第46条第3項第1号、第2号若しくは第4号に掲げる事項の決議又は同条第5項の建替え決議であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。

5 第43条第2項の場合には、第1項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。

6 第1項にかかわらず、緊急を要する場合においては、理事長は、理事会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。

(第41条関係)

第3項および第5項に定める「所定の掲示場所」は、建物内の見やすい場所に設けるものとする。以下同じ。

(組合員の全体総会招集権)

第42条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第44条第1項に定める議決権総数の5分の1以上にあたる組合員の同意を得て、会議の目的を示して全体総会の招集を請求した場合において、理事長は、2週間以内はその請求のあった日から4週間以内の日を会日とする臨時全体総会の招集の通知を発しなければならない。

2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時全体総会を招集することができる。

3 前二項により招集された臨時全体総会においては、第40条第5項にかかわらず、議長は、全体総会に出席した組合員（書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）の議決権の過半数をもつ

て、組合員のなかから選任する。

(出席資格)

第43条 組合員のほか、理事会が必要と認めた者は、全体総会に出席することができる。

2 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的につき利害関係を有する場合には、全体総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、全体総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

(第43条及び第65条関係)

理事会または役員会が「必要と認める者」の例としては、管理会社、管理員等がある。

(議決権)

第44条 組合員は、その所有する専有部分1戸につき別表第5に定める議決権を有する。

2 事務所部分1戸につき2以上の組合員が存在する場合のこれらの者の議決権の行使については、あわせて一の組合員とみなす。

3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ全体総会開会までに理事長に届け出なければならない。

4 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。

5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、次のいずれかでなければならない。

別表第5 議決権（第44条、第66条関係）

階	区面	用途	議 決 権 数	
			全 体 管 理 組 合	事 務 所 管 理 組 合
地下1階	A〇〇〇	駐 車 場	〇 〇	0
1階	1 0 1	事 務 所	〇	〇
1階	1 0 2	事 務 所	〇	〇
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

（第44条関係）
 専有面積の違いが大きくない場合には、次のように定めること

6
 一 組合員の専有部分を借り受けた者
 二 組合員が法人の場合においては、その役員又は従業員
 代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければなら
 ない。

（議決事項）
第45条 次の各号に掲げる事項については、全体総会の決議を経なければならぬ。
 一 全体管理組合収支（第76条第3項第1号に定める全体一般会計及び同項第2号に定める全体修繕積立金会計に係るものに限る。以下次号及び第52条第1号において同じ。）の決算及び全体管理組合の事業報告。
 二 全体管理組合収支の予算及び全体管理組合の事業計画
 三 全体管理費等及び専用使用料の額並びに賦課徴収方法
 四 第57条以外の第7章の各条を除くこの規約の変更（次条及び第52条において「全体規約の変更」という。）及び附属規程の制定又は変更
 五 第26条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び全体修繕積立金の取崩し
 六 区分所有法第57条第2項（同条第4項において準用する場合を含む）、第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起すべき者の選任（第67条第6号に該当する場合を除く。）

ができる。

（議決権）
 第44条 組合員は、その所有する事務所部分1戸につき各〇個及び特定駐車場部分1個につき〇個の議決権を有する。
 （以下同じ）

七 建物の一部が滅失した場合の滅失した全体共用部分の復旧

八 区分所有法第62条第1項の場合の建替え

九 役員解任並びに役員活動費の額及び支払方法

十 全体管理組合の行う管理に係る管理業務委託契約の締結

十一 その他全体管理組合の業務に関する重要事項

(全体総会の会議及び議事)

第46条 全体総会の会議は、第44条第1項に定める議決権総数の半数

以上を有する組合員が出席しなければならぬ。

2 全体総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決し、可否同

数の場合においては、議長の決するところによる。

3 次の各号に掲げる事項に関する全体総会の議事は、前項にかかわ

らず、組合員総数の4分の3以上及び議決権総数の4分の3以上で

決する。

一 全体規約の変更

二 敷地及び全体共用部分等の変更(改良を目的とし、かつ、著し

く多額の費用を要しないものを除く。)

三 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴

えの提起

四 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の滅失した

共用部分の復旧

五 その他全体総会において本項の方法により決議することとした

事項

4 前項にかかわらず、事務所一部共用部分に関する事項で組合員全

員の利害に関係しないものについての全体規約の変更は、事務所一

部共用部分を共用すべき組合員の4分の1を超える者又はその議決

権の4分の1を超える議決権を有する者が反対したときは、するこ

とができない。

5 区分所有法第62条第1項の建替え決議は、第2項にかかわらず、

組合員総数の5分の4以上及び議決権総数の5分の4以上で行う。

6 前五項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使す

る者は、出席組合員とみなす。

7 第3項第1号において、全体規約の変更が一部の組合員の権利に

特別の影響を及ぼすときは、その承諾を得なければならない。

この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否

してはならない。

8 第3項第2号において、敷地及び全体共用部分等の変更が、専有

部分又は専用使用部分の使用に特別の影響を及ぼすときは、そ

の専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用権を

有する組合員の承諾を得なければならない。この場合において、そ

の組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

9 第3項第3号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組

合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。

10 全体総会においては、第41条第1項によりあらかじめ通知した事

項についてのみ、決議することができる。

(第46条及び第68条関係)

第3項第1号から第4号までのうち、第2号に限り、規約によ

り組合員総数の「4分の3以上」を「過半数」までに減ずること

ができる。

(全体総会の決議に代わる書面による合意)

第47条 規約により全体総会において決議すべきものとされた事項に

ついで、組合員全員の書面による合意があるときは、全体総会の決議があつたものとみなす。

(第47条関係)

この規約モデルでは、第7章は事務所管理組合の総会の決議によつてのみ変更できることとし、全体管理組合の総会の決議では変更できないこととした。ただし、第57条は事務所管理組合の役員の数数を定めており、事務所管理組合の役員は第33条第2項および第3項により、そのまま全体管理組合の役員に就任することとしていることから、第57条については全体管理組合の総会の決議によつてのみ変更できることとしたものである(第67条第4号参照)。

(議事録の作成、保管等)

第48条 全体総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の全体総会に出席した理事がこれに署名押印しなければならない。

3 理事長は、議事録及び前条の書面を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があつたときは、これらを開覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

4 理事長は、所定の掲示場所に議事録及び前条の書面の保管場所を掲示しなければならない。

(第48条、第70条及び第89条関係)

第3項の「利害関係人」とは、敷地、専有部分に対する担保権者、差押え債権者、質借人、組合員から媒介の依頼を受けた宅地建物取引業者等法律上の利害関係がある者をいい、単に事実上利益や不利益を受けたりする者、親族関係にあるだけの者等は対象とはならない。

第5節 理事会

(理事会)

第49条 理事会は、理事をもつて構成する。

2 理事会の議長は、理事長が務める。

(招集)

第50条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事が○分の1以上の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合においては、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集手続については、第41条(第4項及び第5項を除く。)の規定を準用する。ただし、理事会において別段の定めをすることができる。

(理事会の会議及び議事)

第51条 理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。

2 議事録については、第48条(第4項を除く。)の規定を準用する。

(議決事項)

第52条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 全体管理組合収支の決算案及び全体管理組合収支の予算案並びに全体管理組合の事業報告案及び事業計画案
- 二 全体規約の変更及び附属規程の制定又は変更に関する案
- 三 その他の全体総会提出議案
- 四 第85条に定める勧告又は指示等
- 五 全体総会から付託された事項

第7章 事務所管理組合

第1節 事務所管理組合の組合員

(組合員の資格)

第53条 事務所管理組合の組合員(以下この章において単に「組合員」という。)の資格は、事務所部分の区分所有者となつたときに取得し、事務所部分の区分所有者でなくなつたときに喪失する。

(届出義務)

第54条 新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により事務所管理組合に届け出なければならぬ。

2 前項の届出は、第30条に定める届出をもって代えることができる。

第2節 事務所管理組合の業務

(業務)

第55条 事務所管理組合は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 事務所一部共用部分等の保安、保全、保守、清掃、消毒及び塵

芥処理(第19条第3項により、専用使用権を有する者が当該専用使用部分について、その責任と負担において行う行為を除く。)

- 二 事務所一部共用部分等の修繕
- 三 事務所一部共用部分等に係る火災保険その他の損害保険に関する業務

四 事務所一部共用部分等において専用使用権を有する者が管理する専用使用部分について、事務所管理組合が行うことが適当であると認められる管理行為

五 事務所一部共用部分等の変更、処分及び運営

六 事務所部分管理費等の徴収、保管、経理等の会計

七 事務所部分修繕積立金の運用

八 官公署、町内会との渉外業務

九 風紀、秩序及び安全の維持に関する業務

十 防災に関する業務

十一 広報及び連絡業務

十二 その他組合員の共同の利益を増進し、良好な環境を確保するために必要な業務

(業務の委託等)

第56条 事務所管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる。

第3節 事務所管理組合の役員

(役員)

第57条 事務所管理組合には、役員〇名(監事〇名を含む。)を置く。

2 事務所管理組合の役員(以下この章において単に「役員」という。)は、組合員のうちから、事務所管理組合の総会(以下「事務所総会」

という。)で選任する。

3 事務所管理組合の組合長(以下「組合長」という。)は、役員相互により選任する。

(役員任期)

第58条 役員任期は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までの1年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 役員に欠員が生じたときは、前条第2項の規定にかかわらず、組合長が補充できるものとし、その役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。

4 役員が組合員でなくなった場合においては、その役員はその地位を失う。

(役員誠実義務等)

第59条 役員は、法令、規約及び附属規程並びに事務所総会及び役員会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。

(組合長)

第60条 組合長は、事務所管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。

一 規約、附属規程又は事務所総会若しくは役員会の決議により、組合長の職務として定められた事項

二 役員会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること

三 事務所総会における決議内容の全体管理組合への通知

2 組合長は、区分所有法に定める管理者とする。

3 組合長は、第62条に定める定期事務所総会において、組合員に対し、前会計年度における事務所管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならぬ。

4 組合長は、役員会の承認を受けて、他の役員(監事を除く。以下本章第5節において同じ。)にその職務の一部を委任することができる。

(監事)

第61条 事務所管理組合の監事(以下この条において「監事」という。)は、事務所管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を事務所総会に報告しなければならない。

2 監事は、事務所管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、次条に定める臨時事務所総会を招集することができる。

3 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

第4節 事務所総会

(事務所総会)

第62条 事務所総会は、事務所管理組合の総組合員で組織する。

2 事務所総会は、定期事務所総会及び臨時事務所総会とし、区分所有法に定める集会とする。

3 組合長は、定期事務所総会を、毎年1回新会計年度開始以後2カ月以内に招集しなければならない。

4 組合長は、必要と認める場合においては、役員会の決議を経て、何時でも臨時事務所総会を招集することができる。

5 事務所総会の議長は、組合長が務める。

(招集手続)

第63条 事務所総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、組合員に通知を發しなければならない。

2 前項の通知は、事務所管理組合に対し組合員が届出をした宛先に發するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の事務所部分の所在地宛に發するものとする。

3 第1項の通知は、前項の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。

4 第1項の通知をする場合において、会議の目的が第68条第3項第1号及び第2号に掲げる事項の決議であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。

5 第65条第2項の場合には、第1項の通知を發した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。

6 第1項にかかわらず、緊急を要する場合には、組合長は、役員会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。

(組合員の事務所総会招集権)

第64条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第66条第1項に定める議決権総数の5分の1以上にあたる組合員の同意を得て、会議の目的を示して事務所総会の招集を請求した場合において、組合長は、2週間以内にその請求のあった日から4週間以内の日を会日とする臨時事務所総会の招集の通知を發しなければならない。

2 組合長が前項の通知を發しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時事務所総会を招集することができる。

3 前二項により招集された臨時事務所総会においては、第62条第5項にかかわらず、議長は事務所総会に出席した組合員（書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）の議決権の過半数をもって、組合員のなかから選任する。

(出席資格)

第65条 組合員のほか、役員会が必要と認めた者は、事務所総会に出席することができる。

2 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的につき利害関係を有する場合には、事務所総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、事務所総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ組合長にその旨を通知しなければならない。

(議決権)

第66条 組合員は、その所有する事務所部分1戸につき別表第5に定める議決権を有する。

2 事務所部分1戸につき2以上の組合員が存在する場合のこれらの者の議決権の行使については、あわせて一の組合員とみなす。

3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ事務所総会開会までに組合長に届け出なければならない。

4 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。

5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、次のいずれかでないしなければならない。

- 一 組合員の事務所部分を借り受けた者
- 二 組合員が法人の場合においては、その役員又は従業員

6 代理人は、代理権を証する書面を組合長に提出しなければならない。

(第66条関係)
専有面積に違いが大きくない場合には、次のように定めることができる。

(議決権)
第66条 組合員は、その所有する事務所部分1戸につき各〇個の議決権を有する。
(以下同じ)

(議決事項)

第67条 次の各号に掲げる事項については、事務所総会の決議を経なければならぬ。

一 事務所管理組合収支(第76条第4項第1号に定める事務所一般会計及び同項第2号に定める事務所修繕積立金会計に係るものに限る。以下次号及び第74条第1号において同じ。)の決算及び事務所管理組合の事業報告

二 事務所管理組合収支の予算及び事務所管理組合の事業計画

三 事務所部分管理費等の額及び賦課徴収方法

四 この規約のうち、この章の各条(第57条を除く。)の規約の変更

(次条及び第74条において「事務所規約の変更」という。)及び事務所一部共用部分等に係る附属規定の制定又は変更

五 事務所一部共用部分等に係る第27条第1項に定める特別の管理

の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び事務所部分修繕積立金の取崩し

六 事務所一部共用部分等に関し、区分所有法第57条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起すべき者の選任

七 建物の一部が滅失した場合の滅失した事務所一部共用部分の復旧

八 役員を選任(第58条第2項の場合を除く。)及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法

九 事務所管理組合の行う管理に係る管理業務委託契約の締結

十 その他事務所管理組合の業務に関する重要事項

(事務所総会の会議及び議事)

第68条 事務所総会の会議は、第66条第1項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席しなければならない。

2 事務所総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決し、可否同数の場合においては、議長の決するところによる。

3 次の各号に掲げる事項に関する事務所総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の4分の3以上及び議決権総数の4分の3以上で決する。

一 事務所規約の変更

二 事務所一部共用部分等の変更(改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く。)

三 その他事務所総会において本項の方法により決議することとした事項

4 前三項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使す

る者は、出席組合員とみなす。

5 第3項第1号において、事務所規約の変更が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

6 第3項第2号において、事務所一部共用部分等の変更が、専有部分又は専用使用部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用権を有する組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

7 事務所総会においては、第63条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

(事務所総会の決議に代わる書面による合意)

第69条 規約により事務所総会において決議すべきものとされた事項について、組合員全員の書面による合意があるときは、事務所総会の決議があったものとみなす。

(議事録の作成、保管等)

第70条 事務所総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の事務所総会に出席した役員がこれに署名押印しなければならない。

3 組合長は、議事録及び前条の書面を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

4 組合長は、所定の掲示場所に、議事録及び前条の書面の保管場所を掲示しなければならない。

第5節 役員会

(役員会)

第71条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、組合長が務める。

(招集)

第72条 役員会は、組合長が招集する。

2 役員が○分の1以上の役員の同意を得て役員会の招集を請求した場合においては、組合長は速やかに役員会を招集しなければならない。

3 役員会の招集手続については、第63条(第4項及び第5項を除く。)の規定を準用する。ただし、役員会において別段の定めをすることができる。

(役員会の会議及び議事)

第73条 役員会の会議は、役員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。

2 記事録については、第70条(第4項を除く。)の規定を準用する。

(議決事項)

第74条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 事務所管理組合収支の決算案及び事務所管理組合収支の予算案並びに事務所管理組合の事業報告案及び事業計画案
- 二 事務所規約の変更及び附属規程の制定又は変更に関する案
- 三 その他の事務所総会提出議案

- 四 第85条に定める勧告又は指示等
五 事務所総会から付託された事項

第8章 会 計

(会計年度)

第75条 全体管理組合及び事務所管理組合の会計は、毎年〇〇月〇〇日から翌年〇〇月〇〇日までとする。

(収入及び支出並びに会計区分)

第76条 全体管理組合の会計における収入は、全体管理費等及び専用使用料によるものとし、その支出は第24条及び第26条に定めるところにより諸費用に充当する。

2 事務所管理組合の会計における収入は、事務所部分管理費及び事務所部分修繕積立金によるものとし、その支出は第25条及び第27条に定めるところにより諸費用に充当する。

3 第1項の全体管理組合の会計は、次の各号に掲げる会計に区分する。

- 一 全体一般会計(全体管理費に関する会計をいう。以下同じ。)
- 二 全体修繕積立金会計(全体修繕積立金に関する会計をいう。以下同じ。)

4 第2項の事務所管理組合の会計は、次の各号に掲げる会計に区分する。

- 一 事務所一般会計(事務所部分管理費に関する会計をいう。以下同じ。)
- 二 事務所修繕積立金会計(事務所部分修繕積立金に関する会計をいう。以下同じ。)

(収支予算の作成及び変更)

第77条 理事長は、全体一般会計及び全体修繕積立金会計の毎会計年度の収支予算案を定期全体総会に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の収支予算を変更しようとするときは、理事長は、その案を臨時全体総会に提出し、その承認を得なければならない。

3 組合長は、事務所一般会計又は事務所修繕積立金会計の毎会計年度の収支予算案を定期事務所総会に提出し、その承認を得なければならない。

4 前項の収支予算を変更しようとするときは、組合長は、その案を臨時事務所総会に提出し、その承認を得なければならない。

(会計報告)

第78条 理事長は、全体一般会計及び全体修繕積立金会計の毎会計年度の収支決算案を全体管理組合の監事の会計監査を経て、定期全体総会に報告し、その承認を得なければならない。

2 組合長は、事務所一般会計及び事務所修繕積立金会計の毎会計年度の収支決算案を、事務所管理組合の監事の会計監査を経て、定期事務所総会に報告し、その承認を得なければならない。

(管理費等の徴収)

第79条 全体管理組合は、全体管理費等及び専用使用料について、区分所有者が各自開設する全体管理組合指定の銀行の預金口座から自動引落しの方法により第81条第1項に定める口座に受け入れることとし、翌月分を当月の〇日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合においては別に定めるところによる。

2 区分所有者が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合

において、全体管理組合は、その未払金額についてその期日の翌月から起算して支払日まで年利〇〇%の遅延損害金を加算して、その区分所有者に対して請求する。

3 前項の遅延損害金は、第24条に定める費用に充当する。

4 区分所有者は、納付した全体管理費等及び専用使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。

5 前四項の規定は事務所管理組合の場合に準用する。この場合において、「全体管理組合」とあるのは「事務所管理組合」と、「全体管理費等」とあるのは「事務所部分管理費等」と、「区分所有者」とあるのは「事務所部分の区分所有者」と、「第81条第1項」とあるのは「第81条第2項」と、「第24条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

(管理費等の過不足)

第80条 収支決算の結果、全体管理費又は事務所部分管理費に余剰を生じた場合、その余剰は翌年度におけるそれぞれの費用に充当する。

2 全体管理費等に不足が生じた場合にあっては、全体管理組合は、区分所有者に対して第22条第3項に定める負担割合に応じて、そのつと必要な金額の負担を求めることができる。

3 事務所部分管理費に不足が生じた場合にあっては、事務所管理組合は、事務所部分の区分所有者に対して、第22条第3項に定める負担割合に応じて、そのつと必要な金額の負担を求めることができる。

(預金口座の開設)

第81条 全体管理組合は、会計業務を遂行するため、全体管理組合の預金口座を開設するものとする。

2 事務所管理組合は、会計業務を遂行するため、事務所管理組合の預金口座を開設するものとする。

(借入れ)

第82条 全体管理組合は、第26条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。

2 事務所管理組合は、第27条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。

(帳票類の作成、保管)

第83条 理事長は、全体管理組合の会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管し、区分所有者又は利害関係人の理由を付した書面による請求があつたときは、これらを閲覧させなければならぬ。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

2 組合長は、事務所管理組合の会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管し、事務所部分の区分所有者又は利害関係人の理由を付した書面による請求があつたときは、これらを閲覧させなければならぬ。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

第9章 雑 則

(義務違反者に対する措置)

第84条 区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、区分所有法第57条から第60条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。

(理事長の勧告及び指示等)

第85条 区分所有者若しくはその所有する専有部分において勤務する者又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその占有する専有部分に

において勤務する者（以下「区分所有者等」という。）が、法令、規約又は附属規程に違反し、又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長又は組合長（事務所管理組合の管理に関するものに限る。以下第3項において同じ。）は、理事会又は役員会（組合長の行うものに限る。以下第3項において同じ。）の決議を経てその区分所有者等に対し、その是正等のため必要な催告又は指示若しくは警告を行うことができる。

2 区分所有者は、その所有する占有部分において勤務する者又はその所有する専有部分の貸与を受けた者若しくはその占有する専有部分において勤務する者が前項の行為を行った場合は、その是正等のため必要な措置を講じなければならない。

3 区分所有者が、この規約若しくは附属規程に違反したとき又は区分所有者若しくは区分所有者以外の第三者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったときには、理事長又は組合長は、理事会又は役員会の決議を経て、その差止め又は排除のための必要な措置をとることができる。

（合意管轄裁判所）

第86条 この規約に関する全体管理組合又は事務所管理組合と当該管理組合の組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する〇〇地方（簡易）裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。

（市及び近隣住民との協定の遵守）

第87条 区分所有者は、全体管理組合が〇〇市又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。

（第87条関係）

1 分譲会社が締結した協定は、全体管理組合が再協定するか、

附則で承継する旨規定するか、いずれかとする。

2 協定書は規約の別添とすることとする。

3 ここである協定としては、公園、通路、目隠し、共同アンテナ、電気室等の使用等を想定している。

（規約外事項）

第88条 規約及び附属規程に定めない事項については、区分所有法その他の法令の定めるところによる。

2 規約、附属規程又は法令のいずれにも定めのない事項については、事務所管理組合の組織、業務等に関する事項にあつては当該事務所管理組合の総会の決議により、その他の事項にあつては、全体総会の決議により、それぞれ定める。

（規約原本）

第89条 この規約を証するため、区分所有者全員が記名押印した規約を1通作成し、これを規約原本とする。

2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本の保管場所を掲示しなければならない。

4 前三項の規定は、事務所管理組合の場合に準用する。この場合において、「区分所有者」とあるのは「事務所部分の区分所有者」と、「理事長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

(規約の発効)

第1条 この規約は、平成〇年〇〇月〇〇日から効力を発する。

(附則第1条関係)

規約の効力発生時点は、最初に事務所又は特定駐車場の引渡しがあった時とする。

(管理組合の成立)

第2条 全体管理組合及び事務所管理組合は、平成〇年〇〇月〇〇日に成立したもとする。

(附則第2条関係)

管理組合の成立時期は、規約の効力発生時点と同じく、最初に事務所または特定駐車場の引渡しがあった時とする。

(初代役員)

第3条 全体管理組合の役員は、第33条にかかわらず理事〇名、監事〇名とし、理事長、副理事長、会計担当理事、理事及び監事の氏名は別紙〇(略)のとおりとする。

2 事務所管理組合の役員は、第57条にかかわらず〇名とし、役員(組合長及び監事を含む)の氏名は別紙〇(略)のとおりとする。

3 前二項の役員の任期は、第34条第1項及び第58条第1項にかかわらず、平成〇年〇〇月〇〇日までとする。

(附則第3条関係)

1 建物の完成時点において、入居者の大半が決定している場合には、入居前に総会を開催して規約および役員の追認をするものとする。その他の場合においても、入居者の大半が決定した段階で、可及的速やかに総会を開催して規約及び役員追認をするものとする。

2 役員任期については、入居者が自立的に役員を選任することができるようになるまでとする。

(管理費等)

第4条 各区分所有者の負担する全体管理費等及び事務所部分管理費等は、全体総会又は事務所総会において、それぞれの額が決定されるまでは、第22条第3項に規定する方法により算出された別紙〇(略)の額とする。



ハイウェイカードの利用状況について

日本道路公団業務第一課長代理 矢沢 勝生

一 はじめに

高速道路の通行料金の支払いができるプリペイドカード（以下「ハイウェイカード」という。）は、昭和六十二年一二月に常磐自動車道（三郷～日立北）に導入されて以来、順次全国の高速道路で利用できるように整備がすすめられてきた。当初の導入から二年五カ月を経た平成二年四月には、全国すべての高速道路で利用が可能となったほか、日本道路公団が管理する一般有料道路のうち、高速道路の通行料金と合わせて料金徴収を行っているところなど、八道路でもハイウェイカードが利用できるようになった（表1参照）。

また、平成元年三月から阪神高速道路の豊中、大阪空港、中之島、平成元年一月から本州四国

連絡橋の瀬戸中央自動車道（早島～坂出）、大鳴門橋関連道路（津名一宮～鳴門）、平成二年四月から首都高速道路の用賀、永福、川口、八潮、市川の各集約料金所でもハイウェイカードを共通に利用できるようになっていた。

以下、全国の高速道路への導入が完了した現在のハイウェイカードの利用状況について紹介する。

二 利用状況

ハイウェイカードの利用台数は、昭和六二年度が六八万台（日平均五、五五三台）、昭和六三年度が七一万台（日平均一九、四七九台）、平成元年度が四、四六二万台（日平均二二二、二六一台）、平成二年四月の日平均が二〇四、三六六台と利用範囲の拡大とともに増加している（図1参照）。

全通行台数に占めるハイウェイカード利用台数の割合も導入後、時間が経過するとともに上昇する傾向にあり、道路ごとに利用率の推移をみると、導入当初三～四％であったものが、一年後には七

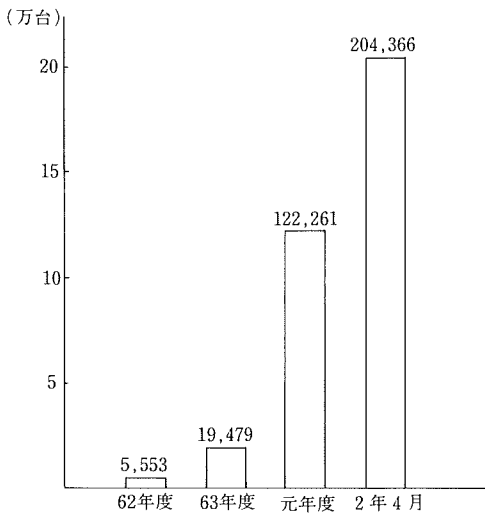


図1 日平均ハイウェイカード利用台数

表1 ハイウェイカード導入状況

運用開始 時期	高 速 道 路 道 路 名	道 路				一般有料道路 道 路 名
		月 間 導入延長	高速延長	導入区間	導入比率	
		km	km	km	%	km
62.12.1	常磐自動車道(三郷～日立北)	142.3	4,091.7	142.3	3.48	
63.3.24	常磐自動車道(日立北～いわき中央)	33.2	4,279.6	175.5	4.10	
63.4.25	関越自動車道(練馬～湯沢)	168.8	4,279.6	344.3	8.05	
63.7.20	関越自動車道(湯沢～長岡)・北陸自動車道(長岡～新潟西)	130.6	4,350.1	474.9	10.92	
63.11.1	東関東自動車道(全線)・新空港自動車道(全線)	78.4	4,395.4	553.3	12.59	京葉道路 36.7 千葉東金道路 16.1
1.3.1	東名高速道路(全線)・名神高速道路(全線)	536.0	4,406.1	1,089.3	24.72	
1.4.20	中央自動車道(全線)・長野自動車道(全線)・東北自動車道(川口JCT～那須)	552.4	4,406.1	1,641.7	37.26	東富士五湖 道路 18.0
1.6.1	東北自動車道(那須～青森)・山形自動車道(村田JCT～宮城川崎)・八戸自動車道(一戸～八戸)・北陸自動車道(長岡JCT～米原JCT)	1,000.0	4,406.1	2,641.7	59.96	
1.7.20	東名阪自動車道(全線)・伊勢自動車道(全線)・東海北陸自動車道(全線)・西名阪自動車道(全線)・近畿自動車道(全線)・中国自動車道(吹田JCT～津山)・阪和自動車道(松原JCT～美原北)・舞鶴自動車道(全線)・大分自動車道(湯布院～別府)・山形自動車道(山形北～寒河江)←(1.7.26)	399.9	4,439.7	3,041.6	68.51	
1.9.7	八戸自動車道(安代JCT～一戸)	26.8	4,484.4	3,068.4	68.42	
1.10.1	中国自動車道(津山～下関)・広島自動車道(全線)・山陽自動車道(西条～廿日市JCT)(大竹JCT～岩国)(徳山西～山口JCT)・関門橋(全線)・九州自動車道(門司～八代)・九州横断自動車道(武雄北方～鳥栖JCT)・大分自動車道(鳥栖JCT～朝倉)・浜田自動車道(旭～浜田)←(1.10.19)	809.1	4,501.8	3,877.5	86.13	広島岩国道路 7.9 北九州道路 25.7 北九州直方 道路 6.8
1.11.1	山陽自動車道(早島～福山東)・高松自動車道(全線)・松山自動車道(全線)・高知自動車道(全線)・九州自動車道(えびのJCT～鹿児島)・宮崎自動車道(全線)	264.1	4,501.8	4,141.6	92.00	武雄佐世保 道路 22.1 ←(1.11.30)
1.12.7	九州自動車道(八代～人吉)・米子自動車道(江府～米子)←(1.12.14)	56.1	4,557.9	4,197.7	92.10	
2.1.26	長崎自動車道(長崎多良見～武雄北方)	56.1	4,597.0	4,253.8	92.53	長崎バイパス 11.2
2.3.10	大分自動車道(朝倉～日田)・阪和自動車道(岸和田和泉～海南)・山陽自動車道(竜野西～備前)←(2.3.29)・山陽自動車道(徳山東～徳山西)←(2.3.30)	115.9	4,660.5	4,369.7	93.76	
2.4.22	道央自動車道(全線)・札幌自動車道(全線)・沖縄自動車道(全線)	290.8	4,660.5	4,660.5	100.00	51道路(681.2km)中 8道路(144.5km)

八%、二年後には一〇〜一二%となっている。利用率の上昇傾向は導入後二年五カ月を経過し、利用率が一二%を越えた常磐自動車道においても今なお続いており、最終的にどの程度の利用率を示すのかを現段階で予測することはできない状況にある(図2参照)。

これは、ハイウェイカードを一度使ったお客様は引き続きハイウェイカードを使いつづけ、そうしたお客様が時間が経過するとともに増えてきているということ、ハイウェイカードがお客様のニーズに適合した便利なカードであるということができると思う。

利用状況をやや詳しくみると休日よりも平日の方が利用率が高いこと、レジャーシーズンに利用率が低下する傾向があることから、ハイウェイカードは高速道路を頻繁に利用するお客様により多く利用されているものと考えられる。

アンケート調査の結果からもハイウェイカードを利用する理由として「支払いが簡単」「割引がある」「小銭を持歩く必要がない」ということをあげる人が多く、逆に、ハイウェイカードを利用しない理由としては「高速道路の利用が少ない」ということをあげる人が最も多くなっている。

三 販売状況

ハイウェイカードの販売枚数は、昭和六二年度

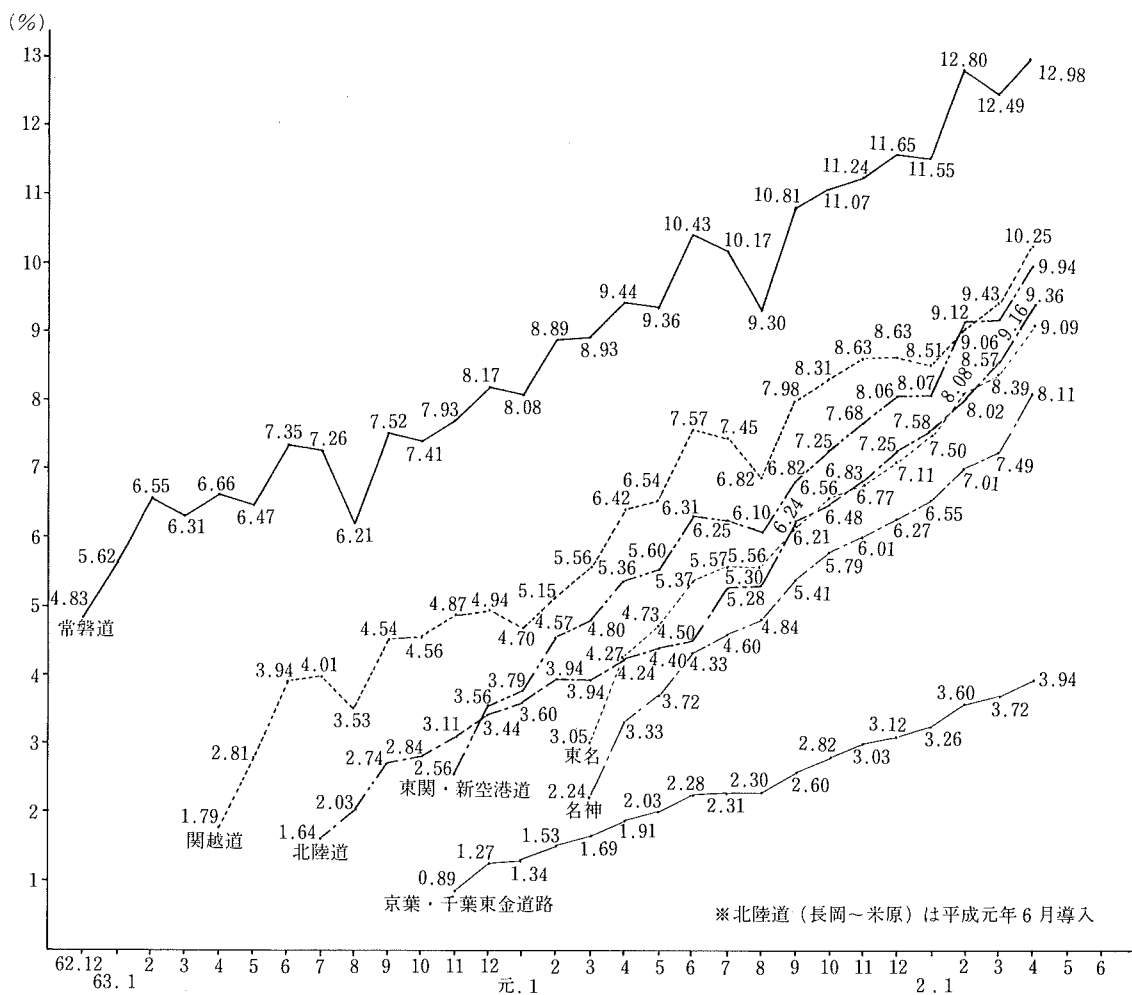


図2 道路別ハイウェイカード利用台数率(昭和62年12月~平成元年3月導入区間)

七万枚(日平均五六二枚)、昭和六三年度五八万枚(日平均一、五八〇枚)、平成元年度三六五万枚(日平均一〇、〇〇七枚)、平成二年四月の日平均が、一九、二三九枚と利用の伸びに比例して増加している(図3参照)。

券種ごとの販売枚数比率は、時間が経過するとともに割引率の高い高額券の売り上げ比率が高くなってきており、平成元年度では千円券七・二%、三千円券二・三%、五千円券(二百円割引)九・一%、一万円券(五百円割引)三八・二%、三万円券(二千五百円割引)四三・二%となっている(表2参照)。

これは、ハイウェイカードの利用範囲が拡大し、高額券を購入しても短期間に使い切ることができるようになったことも原因していると考えられる

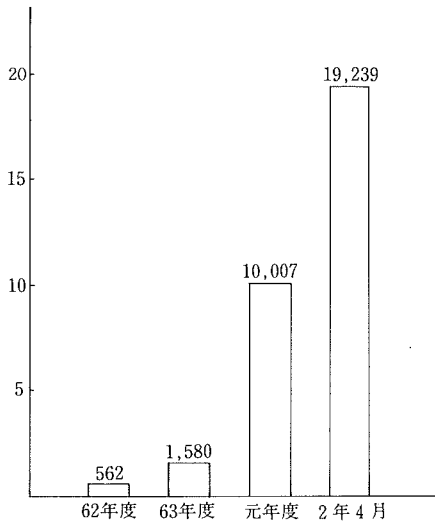


図3 日平均ハイウェイカード販売枚数

表2 券種別販売枚数比率の推移

	62年度	63年度	元年度	2年4月
	(%)	(%)	(%)	(%)
1,000円券	2.2	12.9	7.2	3.3
3,000円券	19.3	6.9	2.3	1.5
5,000円券	11.8	6.6	9.1	10.7
10,000円券	36.8	35.3	38.2	39.4
30,000円券	29.9	38.3	43.2	45.1

が、お客様がはじめてハイウェイカードを購入するときにはやや金額の低い券種を購入し、次に購入するときは、より割引率のよい高額券を購入するものとみることができ、ハイウェイカードの利用が定着していることを示す数字と考えられる。

ハイウェイカードの販売状況を販売場所別にみると、SA・PAの売店など高速道路内で販売されたものが、全体の八五%前後で推移している。高速道路外での販売については販売店の拡充などの努力を行っているところだが、やはりハイウェイカードはドライブの途中で購入するというお客様が圧倒的に多いようである。

四 おわりに

ハイウェイカードが登場してから二年半、すでに全国の高速道路で利用できるようになり、利用率もしいに上昇してきている。また、テレビ、ラジオ、新聞、ポスター等のPRによって知名度もあがってきているが、知ってはいても利用してみるところまでは至っていない人も多いようである。一度使用することによって、その利便さを認識してもらえ、引き続き利用されるものと考えられることから、今後もレジャー客を中心としたPR活動をすすめるとともに、デザインを工夫するなど魅力のあるカードを作成し、ハイウェイカードの一層の普及に向け努力していくこととしている。



8月10日

「道の日」 について

建設省道路局道路総務課

道路は、国民経済を支え、国民生活を維持するために欠くことのできない基本的施設ですが、水や空気のようにあまりに身近な存在であるために、その重要性が見過ごされがちです。一方、明日をめざした道路作り、円滑な道路整備・道路管理を推進するためには、国民の理解と協力がが必要です。そこで、道路の意義・重要性に対する国民の関心と道路愛護の精神を高めるために設けられたのが、「道の日」です。

「道の日」が八月一〇日に定められたのは、①七〇年前の大正九（一九二〇）年八月一日に我が国で最初の道路整備についての長期

計画である第一次道路改良計画が緒についたこと、②「道路をまもる月間」（八月一日～三十一日）の期間中であることなどの理由によりです。

「道の日」の制定については、昭和五七年三月五日の道路審議会の建議において、「今後の道路整備を推進するにあたっては国民の理解と協力がその前提であり、そのためには道路整備の目標をわかりやすい指標で国民の前に示すことや、「道の日」を定めるなど道路に関する国民の関心を高める努力が必要である。」との指摘があり、また、昭和六一年一月二八日には、全国道路利用者会議から、「明日を指した道路づくり・円滑な道路整備・道路管理を推進し、道路財源の確保等を図るためには、国民の理解と協力がその前提である。このため、「道の日」を設け、あらためて道の意義・重要性に対する国民の関心と道路愛護の精神を高めることを目指した日とする。」との提言がなされたものです。これらを受けて、建設省では「道の日」の制定に向け検討を続け、昭和六一年度から八月一〇日を「道の日」とし、道路の意義・重要性に対する国民の関心と道路愛護の精神を高めるため、国民的運

動を展開することとしたものです。

「道の日」は昭和六一年度に制定されて以来、中央、地方（地方公共団体、地方建設局、関係公団等）とも「道の日」には毎年様々な行事や活動を実施してきましたが、中央行事として行ったもののうち主なものは次のとおりです。

昭和61年	「道の日」制定記念式典、パレード（銀座中央通り）の実施 「日本の道100選」（第1期：中央区中央通り外52道）の顕彰
昭和62年	「道の日」テーマソングの作詞募集（「たまには…道で」に決定） 「日本の道100選」（第2期：江東区ほか湾岸道路外50道）の顕彰
昭和63年	「道の日」キャンペーンキャラクター（ハンミョウ）の愛称募集 （「こっちだヨウ平」に決定）
平成元年	「周遊ドライブコース企画コンテスト」の実施（沖縄西海岸周遊コース外12コースが入賞）

五回目となる今年度は、次のような行事を予定しています。

① 「道の日」記念式典

開催日 八月一日

開催場所 有楽町マリオン朝日ホール

内 容 未来の道に託する人々の夢やアイデアを集めた「夢ロード21」の作品の中から建設大臣賞一点その他一五点の入賞作品の表彰・講評を行います。また、道にちなんだ音楽などのアトラクションも行います。

② 「道の日」ストリート・ジャズ・フェスティバル

開催日 八月一日

開催場所 未定

内 容 もともとニューオリンズの街頭のマーチングバンドから始まったといわれるディキシー・スタイルのジャズ・バンドを集めて、演奏会を行います。

③ 街頭キャンペーン

開催日 八月一日

開催場所 新宿ステーション・スクエア、渋谷109広場

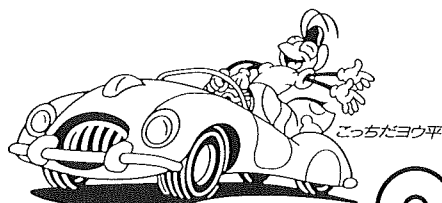
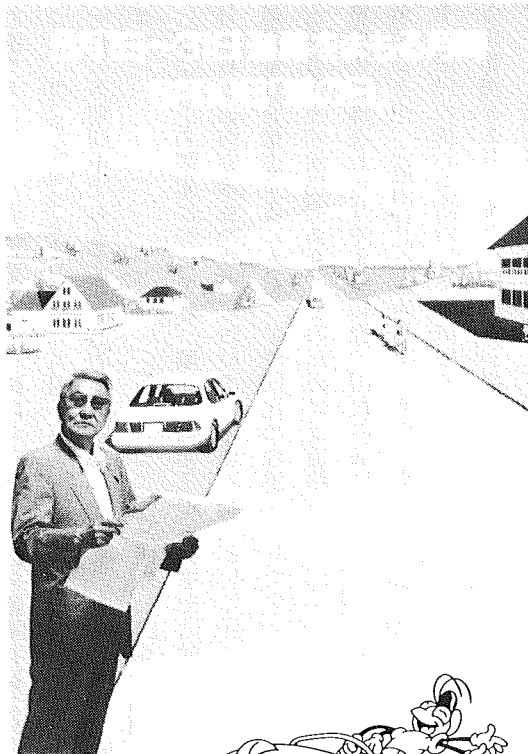
内 容 ちらしやノベルティの配布、クイズやゲームの実施などのキャンペーンを行います。

④ 暮らしと道路展

開催日 八月九日～一九日

開催場所 NHK放送センター展示プラザ内「NHKぎやらりー」

内 容 人々の生活と深いつながりをもつ道路について、具体的に分かりやすく展示・解説する展示会を開催します。



OUR FUTURES... ON THE ROAD
明日へと続く、私たちの道。

法令ニュース

「道路法施行令の一部を改正する政令」 および「一般国道の指定区間を指定する 政令の一部を改正する政令」について

道路法令研究会

一 道路法施行令の一部を改正する政令

道路法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第百十六号）は、平成二年五月一六日公布され、五月二三日より施行されたところである。

今回の改正は、昭和六三年に行われた消防法の一部改正に伴い、道路管理者が水底トンネル等において危険物を積載する車両の通行を禁止し、または制限することができる場合の危険物の範囲について見直しを行う等所要の改正を行うものである。

改正の概要は次のとおりである。

1 消防法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

(1) 改正消防法の施行に伴い、本政令における例示物品が、消防法対象物品に該当することとなるので、これを消防法の適用を受けることのない物品に変えること。

（第十九条の五第五号関係）

ジエチル亜鉛↓ジシラン

(2) 規制対象について改正消防法との整合性を図るため、改正消防法の定義規定を引用する形に改めること。

(3) 消防法改正により、一定の酸化の危険性を

有する物品はすべて消防法の規制対象となったので、関係条文を削除すること。

（第十九条の六第一項第六号関係）

(4) 各号に規定する危険物が重複しないよう調整する規定ぶりになっているのをやめ、いずれかの号への該当性をもって規制対象とすることとする。

2 毒物及び劇物取締法の適用を受ける毒物及び劇物は全て通行制限の対象とできるようにすること。
（第十九条の六第一項第三号関係）

3 その他

例示物品として不適当なものを適当な物品に変更すること。

(第十九条の五第四号、第十九条の六第一項第七号)

塩化アセチル ↓ 四塩化けい素
 弗化^{ふっか}硅素酸 ↓ オキシ塩化りん

イペリット ↓ ホスゲン

〔道路法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表〕

○道路法施行令(昭和二十七年政令第四七九号)(抄)

改 正 案	現 行
<p>(車両の通行の禁止) 第十九条の五 道路管理者は、次に掲げる危険物を積載する車両の水底トンネルの通行を禁止することができる。</p>	<p>(車両の通行の禁止) 第十九条の五 道路管理者は、次の各号に掲げる危険物を積載する車両の水底トンネルの通行を禁止することができる。</p>
<p>一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第二条に規定する火薬類(以下この条及び次条において「火薬類」という。)のうち次に掲げるもの イーハ(略)</p>	<p>一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第二条に規定する火薬類(以下本条及び次条において「火薬類」という。)のうち次に掲げるもの イーハ(略)</p>
<p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p>
<p>三 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物(以下この条及び次条において「毒物」という。)又は同条第二項に規定する劇物(次条において「劇物」という。)のうち次に掲げるもの イーホ(略)</p>	<p>三 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第一条第一項に規定する毒物(以下本条及び次条において「毒物」という。)又は同条第二項に規定する劇物(以下次条において「劇物」という。)のうち次に掲げるもの イーホ(略)</p>
<p>四 毒物以外の物品で、チオホスゲン、ホスゲンその他これらと同程度以上の毒性を有するもの</p>	<p>四 毒物以外の物品で、チオホスゲン、イペリットその他これらと同程度以上の毒性を有するもの</p>
<p>五 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物以外の物品で、塩化アセチレン、ジシランその他水又は空気と作用してこれらと同程度以上の発火性を有するもの</p>	<p>五 次条第一項第五号イに掲げるもの以外の物品で、塩化アセチレン、ジエチル亜鉛その他水又は空気と作用してこれらと同程度以上の発火性を有するもの</p>
<p>(車両の通行の制限) 第十九条の六 道路管理者は、次に掲げる危険物を積載する車両のうち水底トンネルを通行することができる車両を、道路管理者の定める種類に属し、かつ、積載する危険物の容器、容器への収納方法及び包装(次条において「容器包装」という。)、積載数量並びに積載方法が道路管理者の定める要件を満たしているものに限ることができる。</p>	<p>(車両の通行の制限) 第十九条の六 道路管理者は、次の各号に掲げる危険物を積載する車両のうち水底トンネルを通行することができる車両を、道路管理者の定める種類に属し、かつ、積載する危険物の容器、容器への収納方法及び包装(以下次条において「容器包装」という。)、積載数量並びに積載方法が道路管理者の定める要件を満たしているものに限ることができる。</p>

一・二 (略)
三 毒物又は劇物

四 毒物及び劇物以外の物品で、クロルアセトフェノン、モノクロルアセトンその他これらと同程度以上の毒性を有するもの

五 消防法第二条第七項に規定する危険物(同法別表に掲げる第四類の危険物にあつては、危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第一条の六に規定する引火点を測定する試験において、一気圧において、引火点が七十度未満の温度で測定されるものに限る。)

六 四塩化けい素、オキシ塩化りんその他これらと同程度以上の腐食性を有するもの

七 マッチ

八 前条第二号及び第五号に掲げるもの

2 (略)

一・二 (略)

三 毒物又は劇物(毒物及び劇物取締法別表第二第一号、第三号、第十二号、第十五号、第十八号、第二十三号、第二十四号、第二十六号から第二十八号まで、第三十一号、第三十四号、第四十二号及び第五十一号並びに毒物及び劇物指定令(昭和三十一年政令第四百七十九号)第二条第一項第二十四号及び第二十八号に掲げる劇物を除く。)

四 前号に掲げるもの以外の物品で、クロルアセトフェノン、モノクロルアセトンその他これらと同程度以上の毒性を有するもの

五 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)別表に掲げる物品のうち次に掲げるもの以外のもの
イ 第一類から第三類まで及び第六類の品名の欄に掲げる物品のうち第三号に掲げるもの

ロ 第四類の品名の欄に掲げる物品のうち「アーベルペンスキー」又は「ペンスキーマルテンス」引火点測定器を用いて、七百六十ミリメートルの気圧において、引火点が七十度未満のもの

ハ 第五類の品名の欄に掲げる物品のうち第一号に掲げるもの以外のもの

六 前号に掲げるもの以外の物品で、亜塩素酸ナトリウム、重クロム酸カリウムその他これらと同程度以上の酸化性を有するもの

七 第三号及び第五号に掲げるもの以外の物品で、塩化アセチル、弗化硅素酸その他これらと同程度以上の腐食性を有するもの

八 マッチ

九 前条第二号及び第五号に掲げるもの

2 (略)

二 一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令(平成二年政令第五百一十一号)は、平成二年六月八日公布され、六月一四日より施行されたところである。

一般国道の管理のうち、維持、修繕、災害復旧

その他の管理は、政令で定める指定区間内については建設大臣が行い、その他の区間については都

道府県知事が行うこととされている(道路法第十

三条第一項)が、本政令は、一般国道二三号を始めたとする五路線について、指定区間を追加して指定する等を含むものである。

一般国道の指定区間を指定する政令(昭和三三年政令第六十四号)は、緊急かつ効率的な幹線道路整備を推進するため、一般国道の一定区間について、建設大臣が維持、修繕、災害復旧その他

の管理を行うこととする指定区間制度の創設に伴い、昭和三十三年に制定され、以来毎年度改正が行われている。

三〇号)、②地名、地番の変更等(一般国道六号、四五号、四七号、四八号、四九号、一五三号)である(別表参照)。

道の現道延長四四、一五〇km(供用済四四、〇七五km)に対し指定率は四四・二%(供用済四四・一%)となった。

今回の改正の内容は、①指定区間の追加指定(一般国道二三号、四三号、一五三号、一九六号、三〇八km(供用済一九、四三三km)となり、一般国

〔一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案(新旧対照表)〕

○一般国道の指定区間を指定する政令(昭和三十三年政令第百六十四号)(抄)

凡例
○追加指定
△地名・地番の変更

改正案		現行	
路線名	指定区間	路線名	指定区間
一 ～ 四 号	略	一 ～ 四 号	略
六 号	東京都中央区日本橋から仙台市宮城野区日の出町二丁目三番一七七まで	六 号	東京都中央区日本橋から仙台市日の出町二丁目三番の一七七まで
七 ～ 二 十 二 号	略	七 ～ 二 十 二 号	略
二 十 三 号	豊橋市神野新田町字ワノ割四十三番五から同市前芝町字塚二十二番四まで及び安城市城ヶ入町立出二十七番一から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで	二 十 三 号	豊橋市神野新田町字ワノ割四十三番五から同市前芝町字塚二十二番四まで及び安城市和泉町中北二十三番一から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで
二 十 四 号 ～ 四 十 二 号	略	二 十 四 号 ～ 四 十 二 号	略
四 十 三 号	大阪市西成区出城一丁目一番から神戸市灘区岩屋南町三番まで	四 十 三 号	大阪市西成区北津守二丁目九番一から神戸市灘区岩屋南町三番まで
四 十 五 号	仙台市青葉区本町三丁目九番二から青森市長島二丁目十番一まで	四 十 五 号	仙台市本町三丁目九番二から青森市長島二丁目十番一まで
四 十 六 号	略	四 十 六 号	略

	○	○ △	△	△	△
四十七号	百九十六号	百五十五号 百九十二号	百五十三号	五十号 百四十一号	四十九号 四十八号
仙台市宮城野区日の出町二丁目三番二十七から酒田市大字落野目字広野十番五まで	松山市大手町一丁目一番六から愛媛県周桑郡小松町大字新屋敷字西町裏甲五百二十七番六まで(今治市片山字曾根二百三十八番三から同市常盤町四丁目一番一を経て同市旭町五丁目四番九までを除く。)	略	名古屋市天白区植田西三丁目千二百二十四番から愛知県北設楽郡稲武町大字稲橋字寺下九番七まで及び長野県下伊那郡根羽村五千四十五番三から飯田市鼎一色百四十三番一まで	略	仙台市青葉区本町三丁目九番二から山形市飯田西四丁目四百四十一番五まで いわき市平字十五丁目一番二から新潟市明石二丁目七十八番の一まで
二百号 三百十九号	略	略	略	略	略
三百三十号	沖繩市照屋一丁目二十九番から宜野湾市字嘉数東原四百四十三番一まで及び那覇市古波蔵二丁目二百七十三番四から同市旭町四十六番まで	略	略	略	略
三百三十一号 四百九号	略	略	略	略	略

四十七号	百九十六号	百五十五号 百九十二号	百五十三号	五十号 百四十一号	四十九号 四十八号
仙台市日の出町二丁目三番の二十七から酒田市大字落野目字広野十番五まで	松山市大手町一丁目一番六から今治市小泉字横丁二百三十七番四まで及び同市旭町五丁目四番九から愛媛県周桑郡小松町大字新屋敷字西町裏甲五百二十六番の一まで	略	名古屋市天白区天白町大字植田字中川原九十四番の一から愛知県北設楽郡稲武町大字稲橋字寺下九番七まで及び長野県下伊那郡根羽村三千十五番四十七から飯田市鼎一色百四十三番一まで	略	仙台市本町三丁目九番二から山形市飯田西四丁目四百四十一番五まで いわき市平字十五丁目十二番三から新潟市明石二丁目七十八番の一まで
二百号 三百十九号	略	略	略	略	略
三百三十号	沖繩市照屋一丁目二十九番から浦添市字西原野田原四百四十六番一まで及び那覇市古波蔵二丁目二百七十三番四から同市旭町四十六番まで	略	略	略	略
三百三十一号 四百九号	略	略	略	略	略



霊場高野山への道

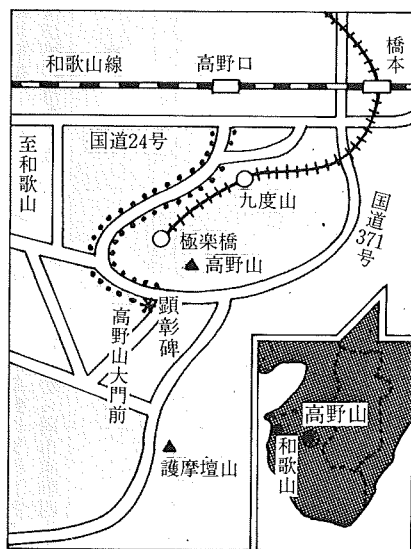
—九度山町～高野町—



和歌山県

和歌山県伊都郡の西南に位置し、また、海拔二〇〇メートルから一〇〇〇メートルまでの連峰が累積し、総面積の九〇パーセント以上を山林が占める高地でもある高野町、その中心地である高野山は、弘仁七年（八一六）に弘法大師が真言密教の根本道場として開創した聖地であり、国宝に指定されている金剛峯寺不動堂を始めとする諸堂を建立、今日仏都の基礎を築いた。現在では、国宝、重要文化財など点数にして数万点を数え、密教文化の宝庫となっている。

また、霊場高野山の麓に位置する九度山町は、自然条件を生かした果樹栽培が盛んであり、なかでも、柿はその品質の良さに定評があり、九度山の富有柿として有名である。この地域は、九度山発祥の地とも言われる竜王溪（通称、雨の森）、九度山町慈尊院から高野山奥の院に至る国の史跡である高野町石道、そして、弘仁年間（八一〇～八二



- 路線名 県道高野高野口線・県道海南高野線（高野山道路）
- 区間 伊都郡九度山町下古沢～高野町高野山（16・3 km）
- 問合せ先 和歌山県土木部道路維持課 0734・32・4111
- 交通機関 JR高野口駅から徒歩で1時間・橋本からクルマで20分
- 主な観光地 金剛峯寺・奥の院・学文館・大師・丹生都比売神社・著処称院・慈尊院

四）に弘法大師が大師の母公廟として建立した慈尊院本尊の弥勒菩薩像（国宝）などといった文化財も数多く残されている。当道路は、霊場高野山への主要地方道として建設されたもので、自動車輸送の急速な発達、あるいは、高野山内への物資輸送、内外の観光客参拝人を誘いよせるための近代的自動車道路の新設が強く望まれるなかで、

県は、昭和二七年（一九五二）道路整備特別措置法制定後ただちに有料道路として地元民協力のもと、昭和二九年（一九五四）三月、九度山町下古沢を起点として工事に着手し、延長約二・七キロメートルを完了した。

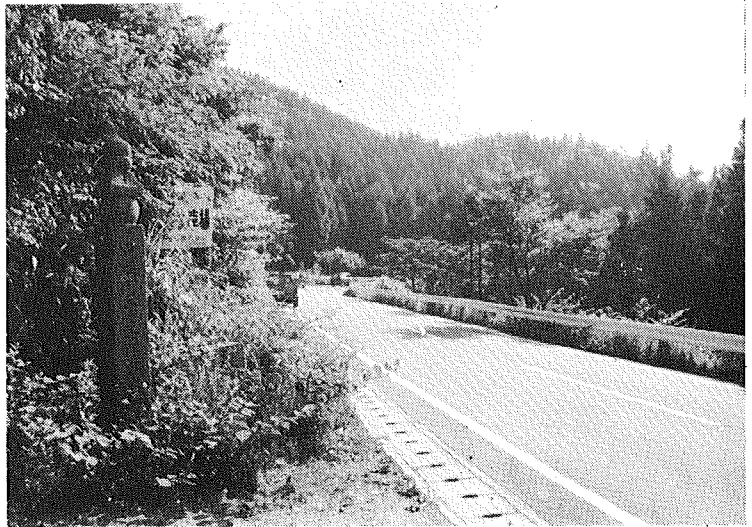
その後、日本道路公団が引き継ぎ、昭和三四年（一九五九）六月、第一期工事として下古沢―細川間約五キロメートルを完



大門

成し、一部営業を始め、更に、昭和三五年（一九六〇）七月、第二期工事細川―大門間約一二キロメートルを完成し、一般有料道路、通称「高野山道路」として一七キロメートル全線供用開始した。そして、昭和六二年（一九八

七）四月一日付けで和歌山県県道（県道名、県道高野高野口線・県道海南高野線）として和歌山県に移管し、無料開放されるまでの二六年余りの間、霊場高野山への観光道路として、また、沿道の交通運輸にも大きな役割を果たすなど、高野山および



高野山道路沿いの町石道の卒塔婆石

その周辺の山間集落を結ぶ生活道路として機能性を発揮してきたものである。

無料開放後は、輸送能率の上昇に伴い、奥地の森林資源も順調に開発され、また、利用度もさらに高くなります。高野山への観光、社会産業活動を支え

る動脈として発展し現在に至っている。

歴代の天皇や法皇、関白や將軍をはじめとし、一般庶民などが千余年の間ふみかためてきた表街道といわれる国定史跡「高野町石道」には、今も一町（約一〇九メートル）ごとに花こう岩の卒塔婆石（二一六基）が、はえしげった雑草の中に、ひっそりと影を落としている。

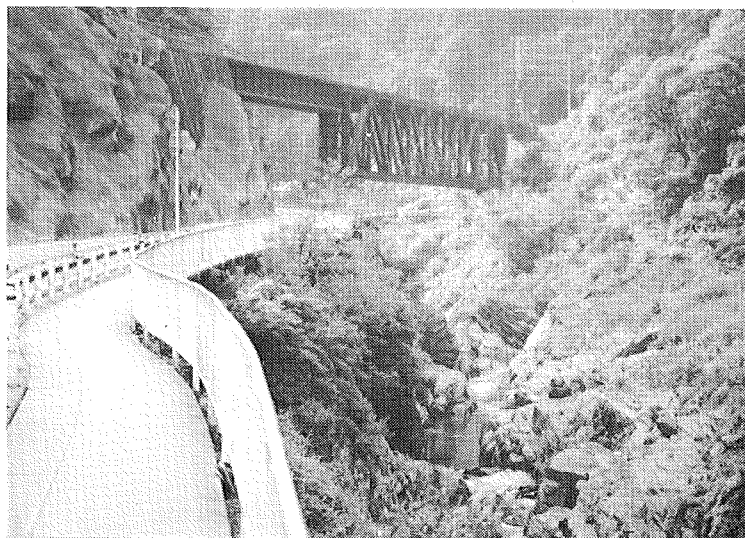
当道路は、この参道と交差、重複しており道路沿いにもこの石柱が随所に見られる、歴史を秘めた道でもある。

当路線は、標高差約八〇〇メートルを約一七キロメートルの道程で一気に走り上げるため、季節のずれから四季折々に特徴ある景観を呈している。道路建設当時、沿道に植樹されたサクラも老木となり、春には山麓から山頂へと一か月近くの間桜花を楽しむことができる。夏は緑に映え、山頂では杉木立を吹き抜ける涼風のさわやかに避暑に

訪れる人も大勢いる。秋の訪れは早く、萩や野菊の開花とともに紅葉が山頂から徐々に山麓へと山肌を彩り、冬にはうっすらと雪化粧した山に樹氷が輝き、高野山を訪れる人々の目を楽しませている。

このように、高野山道路は歴

史と文化に満ちた霊場高野山へ通じ、ここから周辺地域へ結ぶ、主要な観光社会産業道路として、その機能を十分に発揮している価値の高い道路である。



県道を横断する南海電気鉄道の鉄道橋



中部地建管内の 共同溝整備について

建設省中部地方建設局

道路管理課長 加藤 哲司

一 はじめに

道路は人の移動、物資の輸送に欠かすことのできない最も基本的な施設であるが、単に交通空間としてだけでなく電気、電話、ガス、水道、地下鉄等の公益施設の収容空間としても重要な役割を担っている。

特に都市部においては、都市空間の有効利用を図るといふ観点から、大小さまざまな各種公益施設が道路の地下空間に収容され、都市機能を確保する生命線となっている。

このため、各種公益施設を効率的かつ機能的に整理集約して、道路構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的とした共同

溝の整備に対する社会的要請をうけ、中部地建においても名古屋市内を中心に積極的に事業を推進している。

二 管内における共同溝事業の概要

1 事業の概要

管内の共同溝事業は、名古屋市を中心とした愛知共同溝で実施しているものであり、名古屋市の外周を一巡する名古屋環状二号線（一般国道三〇二号）と、その内側から放射状に伸びる一般国道を対象とした放射環状形のネットワークを構成した計画になっている。

事業は昭和四五年に着手して以来、一般国道一、一九号、二二号、四一号、三〇二号

の五路線について共同溝参加企業者の計画、国土開発幹線自動車道、名古屋都市高速道路等の関連する事業との進捗調整を図りながら整備を進めており、平成元年度末の共同溝本体完成延長は約三〇kmとなっている。

2 事業の推移

前述のとおり愛知共同溝は、昭和四五年に名古屋市の中心市街地である中区錦三丁目の一般国道一九号桜通りで事業着手して以来、一八年が経過している。

事業着手から昭和五〇年度までは、年間の全体工事費が一〇億円台でほぼ横バイ傾向であったが、昭和五一年度以降、街路拡幅・名古屋都市高速道路事業・地下鉄事業等の関連事業との調整を図る必要が生じたため、年間三〇～四〇億円の事業費を投じ事業執行している。

一方、整備延長については昭和四八、四九年度当時のオイルショックによる影響を受けたものの、ほぼ直線的に増加し、年間約一・五kmのペースで整備を進めている（表1）。

3 各路線毎の整備概要

△愛知一号共同溝▽

一般国道一は、名古屋市の南部を東西方

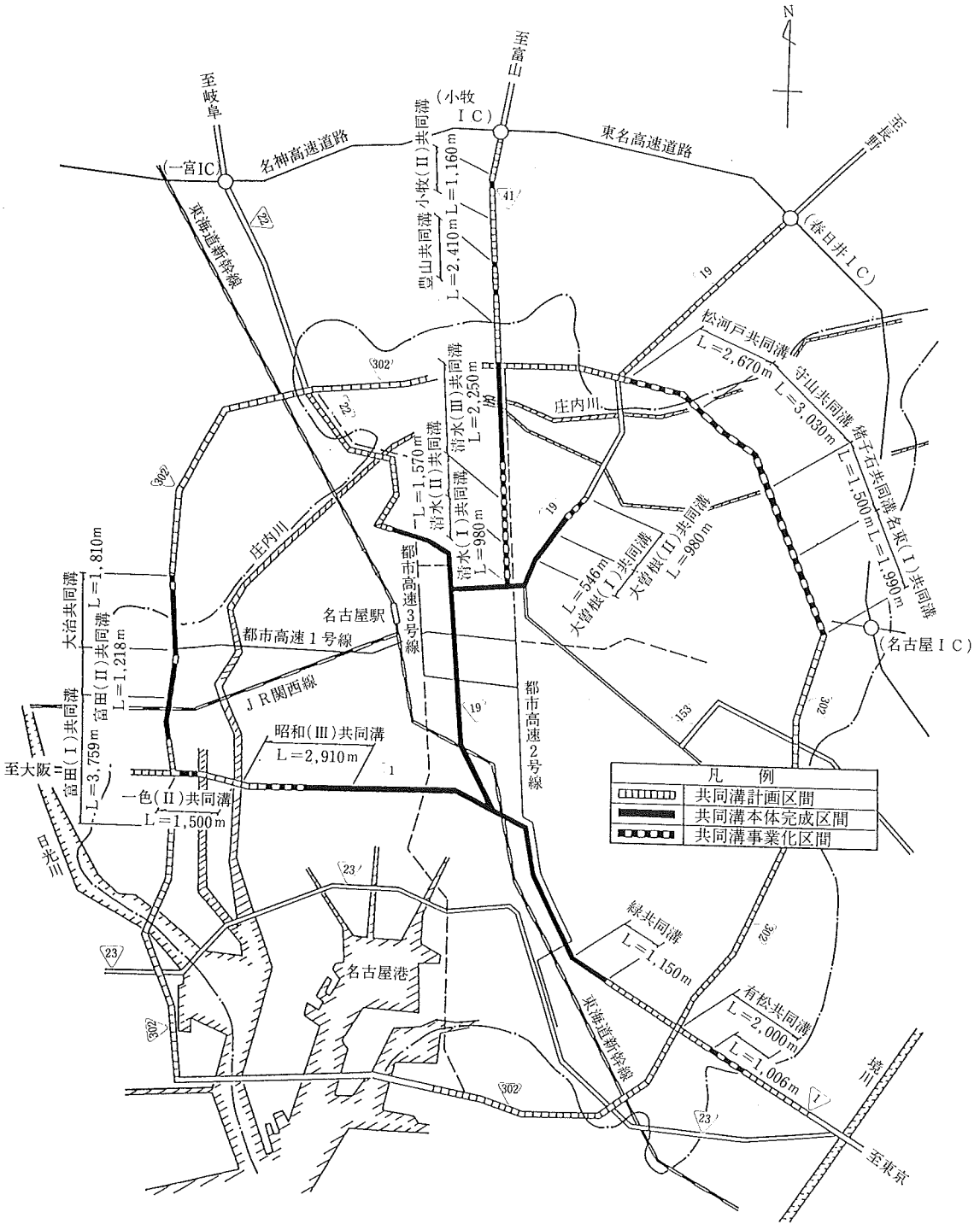


図1 愛知共同溝平面図

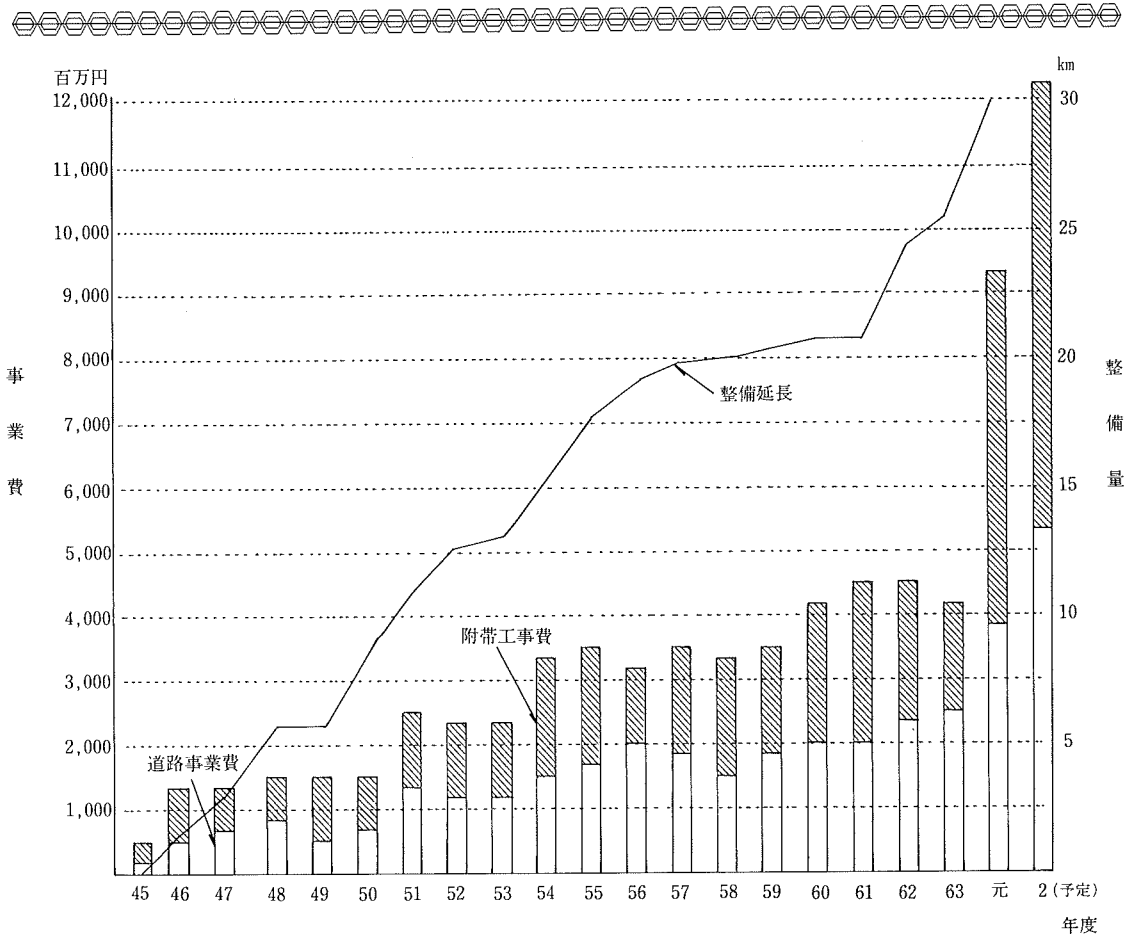


表 1 事業費および整備量の推移

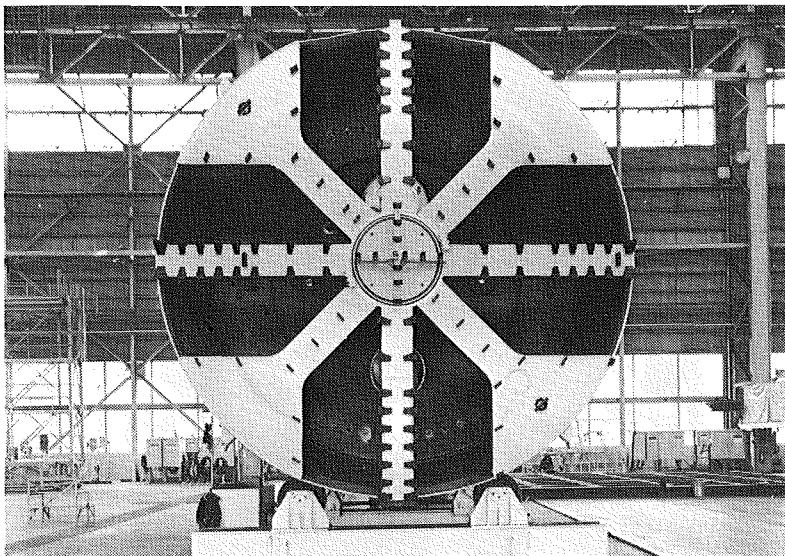


写真 1 1号有松共同溝シールド掘削機

向に通過する路線であり、中京都市圏と関東・関西方面を連絡する結节点的な役割を担う路線である。

当路線の共同溝は、名古屋環状二号線（一般国道三〇二号）と市の東南部および西南部で交差する箇所の間を主体に整備を行っているものであり、知多半島に新設された中部

電力の火力発電所からの超高圧線と、N T T・東邦ガスの市の南部に点在する各局・各供給基地間を連絡するルートとなっている。

共同溝の計画延長は、約二三kmであり平成元年度までに一一・五kmが完成し、引き続き参加企業者の計画に合わせるべく東西の両端部において有松共同溝（計画延長二〇km）、昭和(Ⅲ)共同溝（二・九km）を整備延伸する方針である。

なお、当共同溝路線の東南部は二車線道路であり、著しく交通が輻輳するため、施工時の交通処理を考慮して、有松共同溝を含めシールド工法を採用している。

△愛知一九号共同溝▽

一般国道一九号は市内での一号との分岐箇所を起点とし、長野県に至る主要幹線道路であり、中京都市圏の政治・経済の中核である名古屋市の中心市街地を南北方向に縦断する大動脈である。

当路線の共同溝は、管内において最初に事業着手しており、地域特性から多数の公益事業者（電力・電話・ガス・上水道）の中心基地間を連絡する幹線を収容している。

共同溝全体計画延長一六・五kmのうち、現在までに九・六kmが完成し、引き続き路線の東

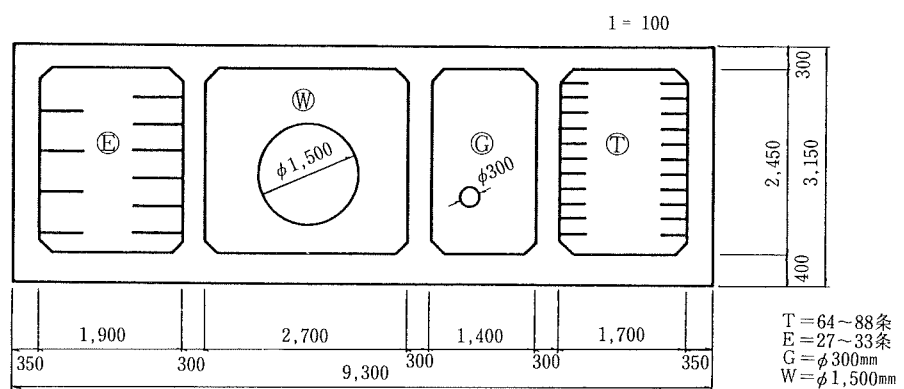


図2 19号桜共同溝標準断面図(S. 45~49施工)

北部に計画している大曽根共同溝（一・五km）について、土地区画整理事業との調整を図りつつ延伸するものである。

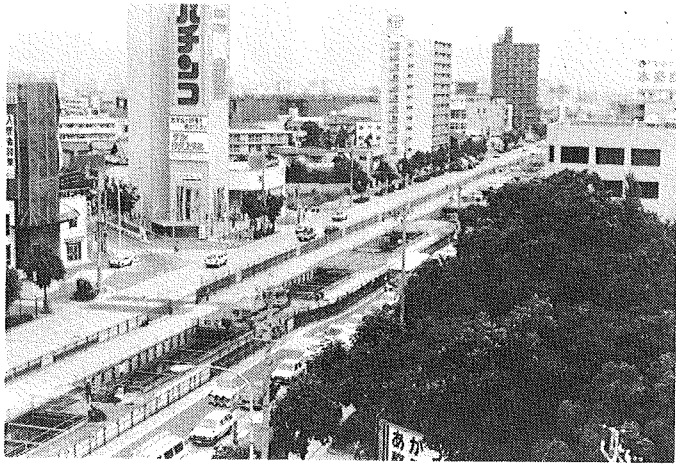


写真2 19号区画整理事業に伴う大曽根共同溝

△愛知二二号共同溝▽

一般国道二二号は、中区の一九号との分岐箇所を起点とし、岐阜市に至る路線で日平均約八万台の交通量がある管内有数の路線である。

当路線の共同溝は、市の西北部を外周する名古屋環状二号線（一般国道三〇二号）に計画されている公益施設を市の中心部に接続するために整備するものであり、電力、電話を

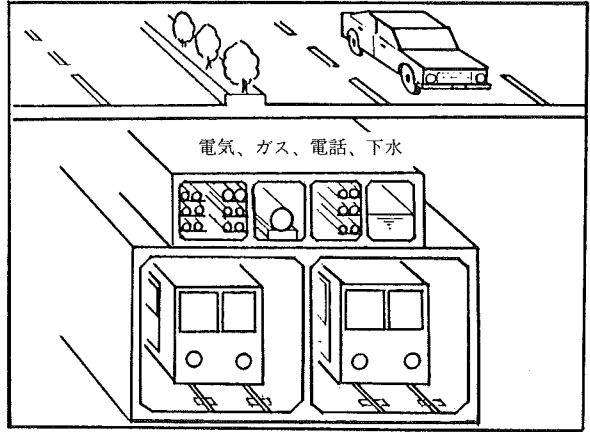


図3 一般国道22号丸の内共同溝(名古屋市中区)

主体に一部市の中心部付近ではガス・下水道の端末幹線も収容している。

共同溝計画延長八・三kmのうち、既に三・一kmが地下鉄関連により完成し、残る区間については企業計画との調整を図りつつ順次整備する予定である。

△愛知四一号共同溝▽

一般国道四一号は、名古屋市を起点として富山県に至る路線で、中京経済圏と北陸経済圏を緊密に連絡し、中部圏の一体的発展に欠

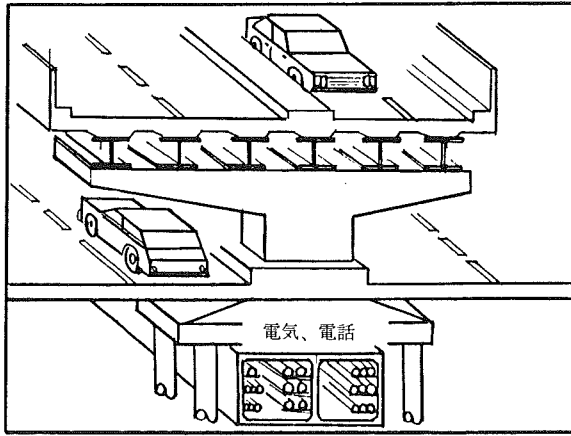


図4 一般国道41号清水共同溝(名古屋市北区)

かすこのできない路線であり、名古屋市近郊においては都心部と名古屋空港を結ぶ空港線として、重要な役割を果たしている。

当路線には、都市高速道路・街路拡幅等の関連事業が集中し、事業実施に伴う交通規制期間の短縮、事業相互の効率化を図る観点から、関連事業と併せて共同溝も整備するものである。

当路線の共同溝は、電力・電話・ガスを主体に、名古屋市と四一号沿線の近郊市町村を連絡する幹線施設を収容するものであり、計画延長一四・四kmのうち都市高速関連の一部

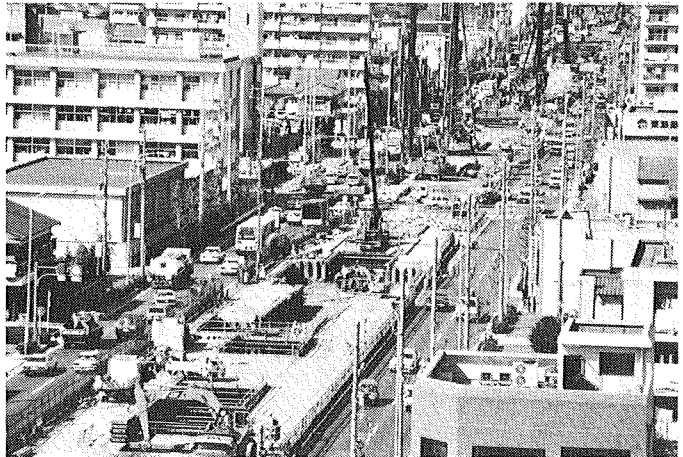


写真3 工事中の41号清水共同溝(都市高関連)

として、二・二kmが完成している。

当面は、この都市高速関連部の共同溝を推進し、引続き名古屋環状二号線(一般国道三〇二号)以北について、高規格幹線自動車道の延伸計画および道路拡幅事業との調整を図りつつ、整備する予定である。

△愛知三〇二号共同溝▽

一般国道三〇二号は、都心部への交通集中を緩和するため、名古屋都心を中心に半径約

一〇kmの範囲で市の外周を一巡する環状道路であり、一般部と自動車専用部を持つ複断面構造となっており、都心部から放射状に伸びる一般国道および都市高速道路等と連絡し、名古屋都市圏の道路ネットワーク構成上最も

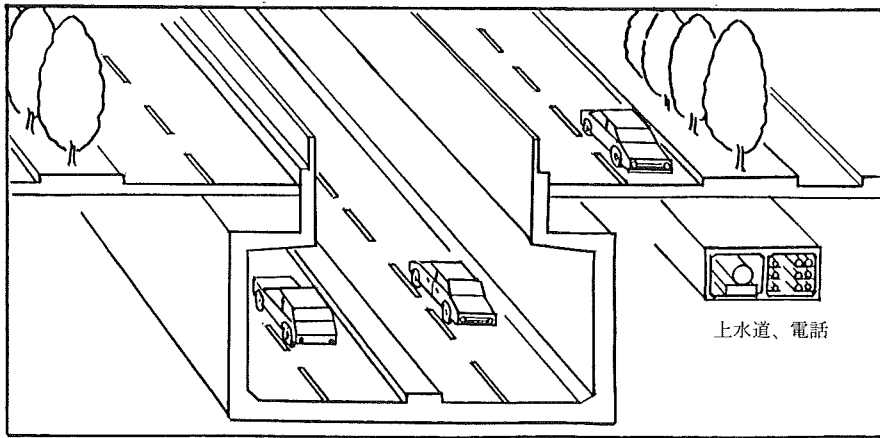


図5 一般国道302号東北部共同溝（名古屋市守山区、名東区、春日井市）

重要な路線である。

当路線の共同溝は、電力と上水道を主体に一部下水道、電話の郊外幹線を収容して都心部の共同溝と接続し、公益施設の広域的なネットワークの確立を図るものである。

当路線の共同溝は、海上部を除く全線の約五二kmに計画されており、昭和六二年度から西部地区の富田・大治共同溝を広域下水道計画と調整して工事着手し、引き続き東北部に計画されている近畿自動車道名古屋・亀山線（平成四年度供用目標）の延伸工事に合わせて同調施工するため、松河戸・守山・猪子石・名東（I）の各共同溝約九kmの整備を急いでいる。現在までに三・四kmの共同溝本体が完成し、今後は東北部に続き北地区間を順次整備して北廻りルートを確認する計画である。

三 今後の課題

以上、中部地建管内の共同溝事業についての概要を紹介したが、今後事業を効率的に推進するにあたって検討を要すると考えられる主な事項は、以下のとおりである。

1 共同溝ネットワークの拡充

管内の共同溝は、名古屋市の中心市街地から手がけており、現在は都心部から放射状に

伸びる一般国道（直轄国道のみ）について事業が実施されているが、多様化する都市部の道路空間を有効的に利用するためには、各道路管理者間にまたがる共同溝の整備を促進し、面的なネットワークを確立する必要がある。

2 共同溝管理体制の充実

共同溝内に収容されている各種公益施設は、都市の社会・経済活動の基幹をなすものであり、これら公益施設の安全性を確保し、安定した供給を図るため、監視システム等による合理的な管理体制を充実する必要がある。

3 公益事業者の技術革新への対応

昨今の電気通信事業の技術革新により、共同溝に入溝する通信ケーブルの条数は年々減少する傾向にあり、従来の一企業一洞道の基本原則を変更し、同室洞道の採用等、柔軟な姿勢で共同溝事業を推進する必要がある。

四 おわりに

管内の共同溝整備事業は、事業者手以来順調に整備されているが、四一号の都市高速関連および三〇二号の国土開発幹線自動車道関連等により、第一〇次五箇年計画内において過去最高の事業投資が必要となっている。

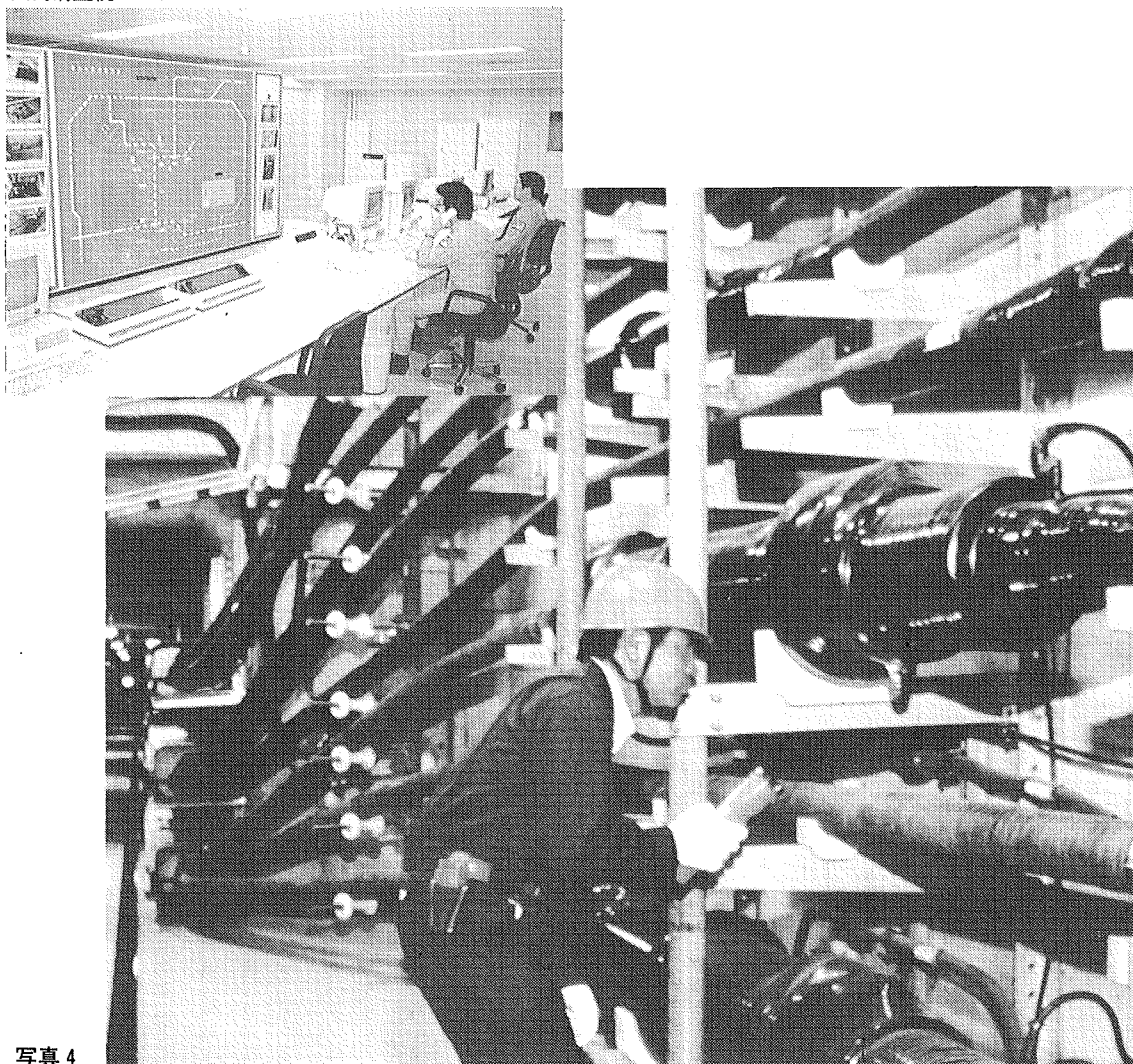


写真 4

このため、当面は愛知共同溝での事業執行が主体となるが、今後は平成二年度より新規に事業化された静岡県内の一号静岡共同溝、共同溝整備基本計画調査により、計画策定されている愛知県内の一号豊橋共同溝および、三重県内の二三号津共同溝等、地方都市においても社会的要請の強い箇所を長期的視野に立って、整備していく所存である。

❑お詫びと訂正❑

本誌六月号において左記の誤りがありましたので、お詫びし、訂正いたします。

10頁表5中、

・第3セクター・民間部門の融資限度の項で
道路開発資金・道路整備特別会計分

(誤) 10% → (正) 40%

・第3セクター・民間部門の融資限度の項で
日本開発銀行分の三大都市圏・都市計画駐
車場140台以上のも

(誤) 10% → (正) 40%

17頁上段9行目

(誤) (4)―2 地域特製による分類

(正) (4)―2 地域特性による分類

編集雑記

一九六八年から七二年にかけて、アメリカは一連のアポロ計画によって人類初の月着陸を成功させた。今でも覚えているが白の宇宙服に身をかためた飛行士が、着陸船の梯子はしをつたって灰色の月面に降り立ち、星条旗を掲げた英姿は三〇万キ

ロも離れた我々のテレビにカラーで実況放映された。人類の科学の力がここまで来たかと感激し、同時にアメリカの国力を知らされたものである。見た人の中には遠い宇宙からこんな鮮明な映像が送信できるはずはない。ハリウッドあたりのスタジオでインチキ芝居でもやっているのでは、と勘ぐる向きもあったとか。

当時の新聞はアポロ一七号の月面滞在は二一時間、一六号は七〇時間、一七号は七五時間も月面車などを使って各種の実験をしたと報じた。あの狭い着陸船の中でどうやって寝たのか、三日間にもわたる食事や生理的現象はどうやって処理したのか心配する人達もいた。

ところが数年たって、立花隆著「宇宙

からの帰還」という本を読んだら、月面滞在の一番長かったアポロ一七号でも月面には二時間四〇分しかいなかったとあるので、びっくりした。最初のアポロ一七号では僅か四七分しかない。「月面は昼は灼熱、夜は寒冷地獄で、宇宙船は月時間の夜明け早々に着陸して午前中の早い時間に月面を飛び出していた」のである。

地球時間と月時間、私達の一日は月時間にするると五二分にすぎないそうである。月時間の一日は地球時間の二七日にあたる。ともかく月から見ると地球はすごい早さで昼夜をくり返しながら自転しているとのことである。月で一〇日過すと地球では二七〇日を暮らしたことになるのか、それでは月に一年滞在すれば地球時間で何年になるのか、今まで人間が持っていた日出から日没までをサイクルとする時間の観念について改めて考えさせられた。むずかしい議論は別にして現に私達は長い一日と短かかった一日を日々体験している。

今、地球上では米ソ両大国の対立が緩和され、その分、宇宙開発競争がきびし

くなると予想される。五月一日ブッシュ大統領はアポロ計画成功二〇周年記念の演説で、「三〇年あとの二〇一九年には有人の火星探査を実現したい」と語った。地球から火星までどの位の時間がかかるかわからないが、その時無事生還した宇宙飛行士は浦島太郎のようになるのか、それとも宇宙の彼方まで地球時間を引きずって行くのか、遠い先の話だが興味はつきない。

本誌の発行元、道路広報センターはこの七月で一〇周年を迎える。草創時にはいろいろご苦労があったようである。先人の創造力と行動力には感服している。それにしても地球時間の一〇年は長いようで短い。(亀)

8月号の特集テーマは
「渋滞対策」
の予定です。

月刊「道路行政セミナー」

監修：建設省道路局

発行人：中村 春男

道路広報センター

東京都千代田区平河町1-9-3 愛3ビル2階

TEL03(234)4310・4349

定価650円(本体価格631円) 50

FAX03(234)4471

<年間送料共8,400円>

払込銀行：富士銀行虎ノ門支店

口座番号：普通預金771303

口座名：道路広報センター